

京都の文化財

(第八集)

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の重要文化財だけでなく、府内各地に密着した文化財に対する新たな関心が育くまれてきました。また、このことが契機となって市町村の文化財保護条例も、平成二年三月現在で四〇市町村で制定されるなど、文化財保護の思想が高揚しつつあることは、たいへん喜ばしいことであります。

京都府ではこのたび、条例に基づく第八回目の指定、登録、決定等を行いました。今回の指定、登録、決定等はあわせて二九件で、これまでの合計は四〇三件となりました。このうち、一件が国の重要文化財に指定されたことと、二件が登録から指定に変更されたことにより、現在の指定、登録、決定等の実数は三九〇件であります。

この第八集は、今回指定、登録、決定等を行った文化財を網羅したものです。刊行にあたり文化財所有者、関係機関の皆さま方の多大の御協力に対し感謝申し上げますとともに、本集が今までの七集とあわせて活用され、府内の数多くの文化財の保護に役立てば幸甚であります。

平成二年三月

京都府教育委員会

教育長

西 野 是 夫

凡例

- 一、本図録は、第八回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
名称 員数 (指定・登録の別)
所在の場所
所有者
法量(単位はセンチメートル)・構造形式等
時代
解説
- 四、収録した写真・図面は、原則として文化財保護課職員の撮影・作図によるものであるが、一部、次の機関の提供によるものを使用させていただいた。記して謝意を表する。

亀岡市教育委員会

序 文

目 次

凡 例

有形文化財

建 造 物

三室戸寺本堂・三重塔・旧本堂墓

股・阿弥陀堂・鐘樓

穴太寺本堂・多宝塔・念仏堂・方

丈及び庫裏・方丈表門・鎮守堂・

鐘樓・仁王門

松尾寺本堂・経藏・仁王門

籠神社本殿・摂社真名井神社本殿

美術工芸品

絵画

絹本着色寛空僧正像

板絵著色竹虎図

彫刻

木造不動明王坐像

木造熊野十二所権現本地仏像

古文書

京都十六本山会合文書

丹後国国分寺建武再興縁起

考古資料

奉安塚古墳出土品

歴史資料

京都盲啞院関係資料

無形文化財

羅

紋織

有形民俗文化財

丹後の紡織用具及び製品

石寺人形浄瑠璃用具

異座人形浄瑠璃用具

奥条人形浄瑠璃用具

瀬崎人形浄瑠璃用具

無形民俗文化財

風俗慣習

小塩の上げ松

額田のダシ行事

民俗芸能

和束のおかげ踊

平八幡神社祭の振物、神楽、三

番叟

木積神社祭の神楽、太刀振、笹

ばやし

史跡名勝天然記念物

名勝

龍潭寺庭園

天然記念物

当尾の豊岡柿（松右衛門のカキ

及び楠原家のカキ）

文化財環境保全地区

正法寺文化財環境保全地区

京都府指定・登録文化財及び文化財環境

保全地区並びに選定保存技術件数一覧

宮津市（丹後郷土資料館） 28

和束町 29

和束町 29

龜岡市 30

舞鶴市 31

京北町 33

夜久野町 33

和束町 35

舞鶴市 36

岩滝町 37

龜岡市 38

加茂町 39

八幡市 41

42

26

26

24

22

20

19

17

16

15

14

11

8

4

1

建造物

三室戸寺

三棟一基

(指定・登録)
宇治市菟道滋賀谷

三室戸寺

本堂(指定)

桁行五間、梁行四間、二重、入母屋造、
向拝三間、軒唐破風付、背面一間通り庇
付、棧瓦葺、軒唐破風銅板葺

三重塔(指定)

三間三重塔婆、本瓦葺

附 旧鬼斗

一個

旧尾垂木断片 一個

旧本堂臺股(指定) 九片

阿弥陀堂(登録) 桁行正面三間背面二間、梁行二間、一重、
寄棟造、本瓦葺

附 棟札 一枚

鐘 楼(登録) 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本
瓦葺

附 棟札 一枚

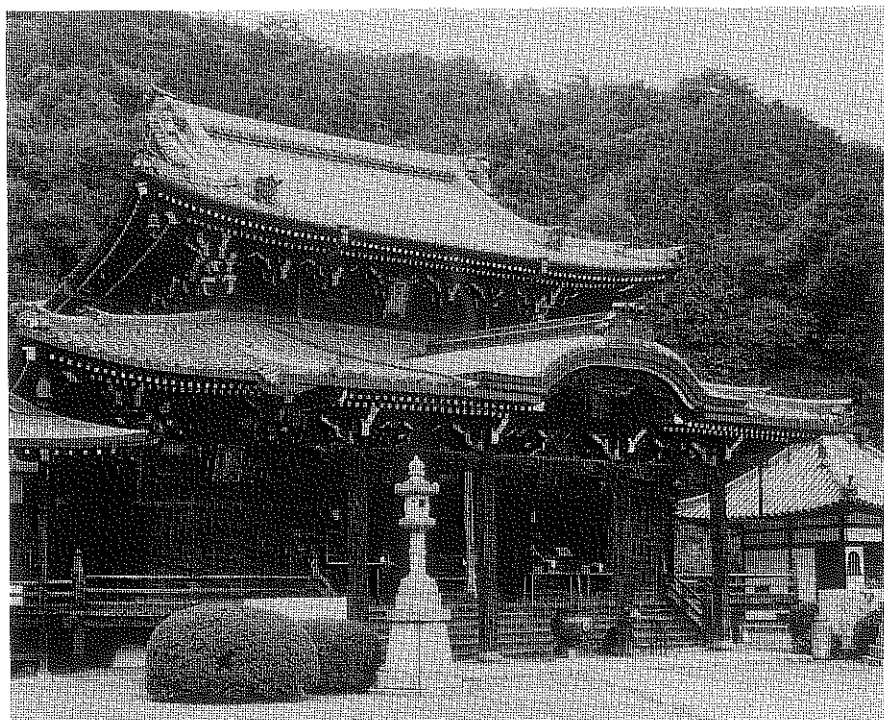
本堂 文化十一年(一八一四)、三重塔 元禄十七年(一七
〇四)、旧本堂臺股 長享三年(一四八九)、阿弥陀堂 延
享四年(一七四七)、鐘楼 元禄二年(一六八九)

三室戸寺は、明星山の北西麓から中腹にかけて寺地を占める。本山
修験宗の単立寺院で、西国三十三所観音霊場の第十番札所にあたる。
山号は明星山。千手観世音菩薩が本尊である。

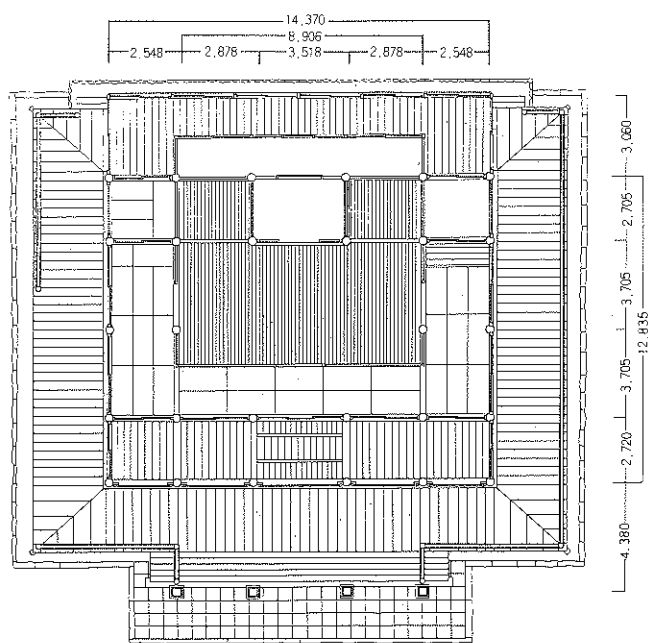
宝亀年間(七七〇〜七八一)に、志津川上流において示現した千手
観音を、御室に移し祀ったことに始まるという。平安時代を通じて、
天皇や公卿の崇敬を集め、観音霊場として発展した。文明十一年(一
四七九)に兵火をうけて一山すべて焼失したが、すぐに再興され、長

享三年(一四八九)五月に堂供養が行われた。天正元年(一五七三)に
は織田信長により堂舎を焼かれ、その後近世を通じて漸時復興された。
山麓に惣門を構え、石段を昇った中腹に本堂や阿弥陀堂、鐘楼、三
重塔が東西に並ぶ。本堂の西北少し昇ったところには十八神社本殿(重
要文化財)がある。

本堂は、桁行五間梁行四間の仏堂で南面してたつ。桁行三間梁行二



本堂 外観



本堂 平面図

間を身舎とし、その四周に一間通りのもこしをまわすような外観をもつ。平面は、正面一間通りを外陣、その後方中央三間奥行三間を内陣、両側一間通りを脇陣、背面一間通りを裏堂とする。内陣後方一間通りは柱列で区切り、中央に禅宗様須弥壇、両脇に仏壇をおく。外陣と内陣・脇陣境には現在、ガラス戸がたっている。裏堂は当初、桁行三間と小さく、脇陣後方には縁が廻っていた。裏堂へは現在脇壇が置かれていて内陣の両脇間から通じていたとみられる。外陣正面は、すべて双折棧唐戸として、礼拝者への便宜がはかられている。

現本堂は、安永四年（一七七五）頃から再建計画がもたれたが、工事は遅々として進まず、文化十年（一八一三）になってようやく工事が本格化し、翌年九月に上棟、同十四年頃にはほぼ完成した。大工は、棟梁が宇治の松本佐吉重誓と愛宕郡洛東森の藤井又兵衛忠明であり、権大工が大阪の北村喜八郎と伏見の佐藤武兵衛信定であった。



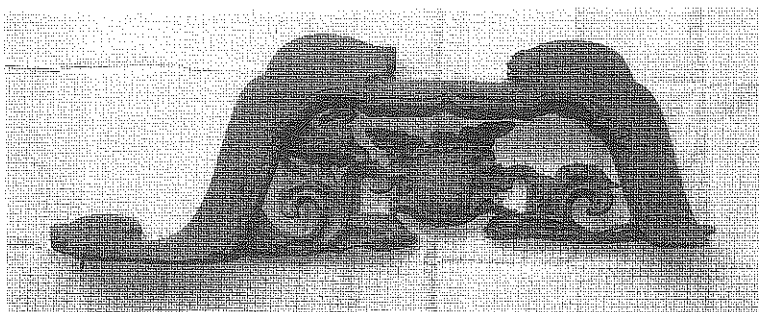
三重塔

一重もこし付の禅宗様仏殿風の堂々とした外観をもち、細部においても詰組などを用いて禅宗様の特徴を多く示している。それに対して内部は畳敷とし、密教本堂風の平面形式を構成しており、禅宗様仏殿風の意匠・空間構成に、密教本堂の平面をはめ込んだ建物といえ、極めて近世的な設計手法を用いた建築である。

三重塔は、元禄十七年（一七〇四）に兵庫県佐用郡三日月町にある高蔵寺で建立された。大工は、津山の檜本源右衛門・同 源七であった。明治四十三年（一九一〇）に当寺へ移建され、さらに昭和五十二年（一九七七）に現在地へ移された。

小規模な三重塔で、各層柱間三間とし、四周に縁をめぐらし、初層に擬宝珠勾欄、二・三層に組勾欄を備える。組物は三手先斗栱。様式的には和様を基調としながらも、禅宗様の手法を部分的に採用している。初層内部には中央間の後寄りに半円柱の来迎柱をたて、西面して須弥壇を設けている。心柱は初層まで通らず、初層天井で支持している。正統的手法によって造られた塔で、江戸中期における三重塔の佳品といえよう。

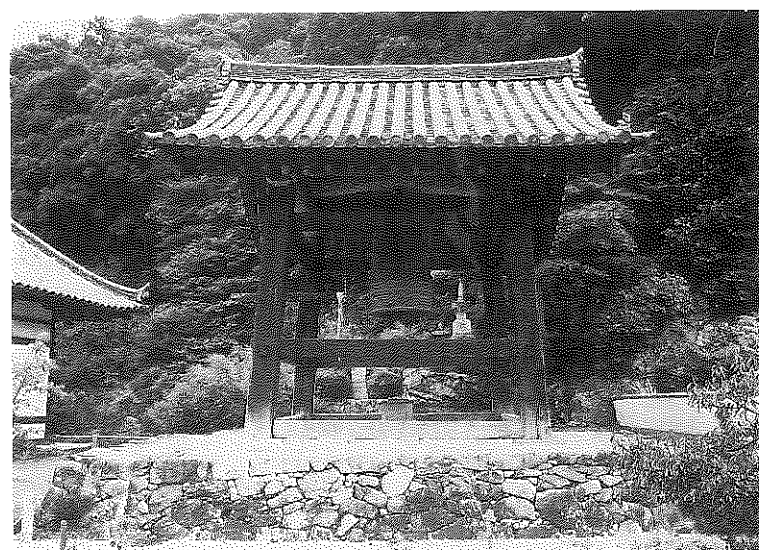
旧本堂墓股は九片残るが、組み合わせると四個分の墓股と一片にな



旧本堂墓股



阿弥陀堂



鐘 楼

る。「長享参配年正月廿三日」、「本願上人□向」、「奈むアミた」、「作者大夫四郎」等の墨書がある。史料や墓股の大きさ、当時の堂舎などを考慮すると、この墓股は長享三年に再建された本堂のものとは判断でき
る。

外形は重厚で力強く、また内部彫刻は左右対象の植物紋となり、よく時代の特徴を表わしている。史料的な価値とともに、意匠的にも優れた作品である。

阿弥陀堂は本堂の東側に南面してたつ。延享四年（一七四七）の再

建で、大工は棟梁松本左吉正盛、肝煎松本善兵衛資成であった。文化十四年（一八一七）に現在地へ移された。桁行梁行とも実長四m弱の小規模な仏堂で、組物は舟肘木とする。内部は後寄りに間口一杯の仏壇を設けて、本尊を安置する。伽藍を構成する境内仏堂の一例である。鐘楼は阿弥陀堂の東にたつ。桁行一間梁行一間、四方吹放しの鐘楼で、切妻造・本瓦葺とする。松本左吉正次により、元禄二年（一六八九）に造立された。簡素ながら、木太く、重厚な印象を与える建築である。

穴太寺 七棟一基

(指定・登録)
 亀岡市曾我部町穴太東ノ辻
 穴太寺

本堂 (指定) 桁行五間、梁行五間、一重、入母屋造、向拝三間、本瓦葺

附 棟札 二枚

多宝塔 (指定) 三間多宝塔、棧瓦葺

念仏堂 (登録) 桁行三間、梁行三間、一重、寄棟造、向拝一間、本瓦及び棧瓦葺

附 棟札 二枚

方丈及び庫裏 (登録) 桁行二五・〇m、梁行一四・〇m、一重、入母屋造、本瓦及び棧瓦葺、南面庇付、銅板葺、東面玄關付属

附 棟札 一枚

方丈表門 (登録) 一間薬医門、切妻造、本瓦葺

附 棟札 二枚

鎮守堂 (登録) 一間社流造、棧瓦葺

鐘楼 (登録) 桁行一間、梁行一間、一重、入母屋造、棧瓦葺

仁王門 (登録) 三間一戸八脚門、入母屋造、本瓦葺

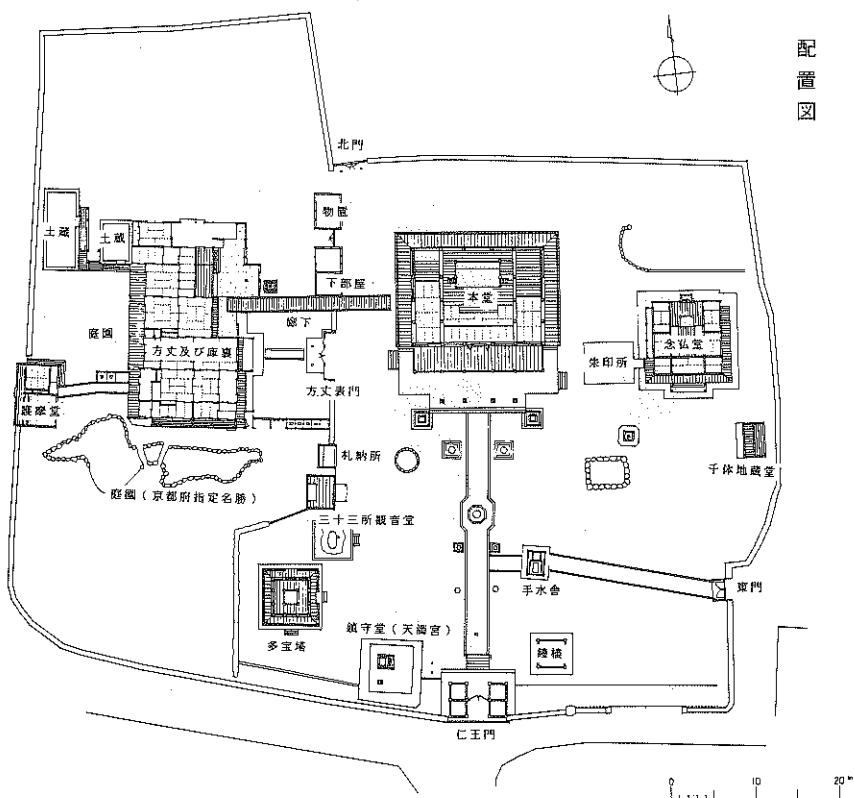
本堂 享保二十年 (一七三五)、多宝塔 文化元年 (一八〇四)、念仏堂 宝永二年 (一七〇五)、方丈及び庫裏 延宝五年 (一六七七)、方丈表門 宝永二年 (一七〇五)、鎮守堂 江戸中期、鐘楼 宝暦九年 (一七五九)、仁王門 江戸中期

穴太寺は、亀岡城跡の西方約一・二kmの平地に所在する。西国三十三所観音霊場の第二十一番札所で、天台宗に属する。山号は菩提山。本尊は薬師如来である。

慶雲年間 (七〇四〜七〇八) に古磨大臣が薬師如来を本尊として開創したと伝える。平安中期に聖観音を祀って以後、広く世に知られるようになった。天正年間 (一五七三〜九二) の兵火によって荒廃。十

七世紀中期に中興初代行廣が住職について以降、漸時復興された。南面して仁王門を開き、その奥中央に本堂、東側に念仏堂、西側に方丈及び庫裏、方丈表門がたつ。本堂の前方西側に三十三所観音堂と多宝塔、鎮守堂、東側に手水舎と鐘楼、念仏堂の東南に千体地藏堂がある。近代に念仏堂の位置が移った程度で、江戸期における地方霊場寺院の伽藍形態を良く止めており、貴重である。

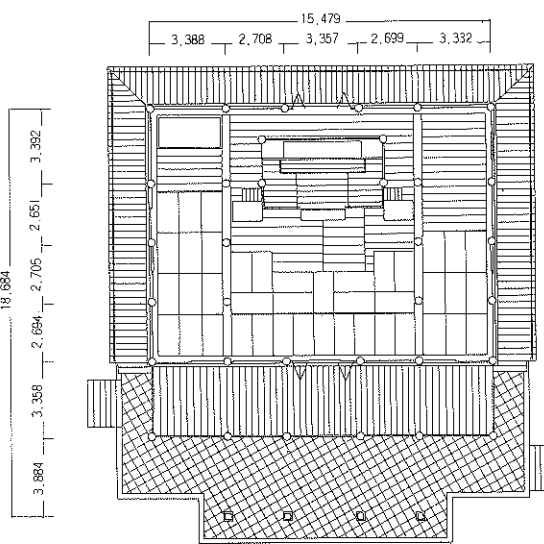
配置図





本堂 外観

本堂は、享保十三年（一七二八）に旧堂を焼失したのち、同十六年から再建工事に取り掛かり、同二十年に上棟された。引き続き、内普請や軒廻り等の作事を行い、翌年三月には堂供養が営まれ、さらに元文二年（一七三七）に至り屋根瓦葺がされ、一応の完成をみた。大工は、地元の小嶋傳右衛門重玄のほか、摂州西成郡の堀内彌平次重次、堀内宇右衛門利綱であった。その後、宝暦二年（一七五二）に内陣天井画が描かれ、文化十四年（一八一七）には須弥壇がつくりなおされた。桁行五間梁行五間、入母屋造、本瓦葺の中規模の仏堂で、正面に向



本堂 平面図

拝三間を設ける。平面は正面一間通りの吹放しの外陣、その奥中央三間に奥行四間の内陣、その両側一間通りの脇陣からなる。脇陣側面から背面にかけて擬宝珠勾欄付の切目縁を巡らせている。内陣後方には、間口の広い四天柱をたて、来迎壁を三方にまわし、囲い仏壇をつくる。脇陣は後方一間を内陣と間仕切り、そこに脇壇をおく。堂内の床は拭板敷で、置畳とする。天井は格天井で、須弥壇前方三間の各天井板には狩野幸信筆の彩色画が描かれる。

ところで、霊場寺院の近世本堂の多くは、参詣者の利便をはかつて外陣を吹放しとし、土足のまま入れるようにしている。当本堂の外陣も吹放しとしており、それに加えて、当初は框成ほどの低い床または土間が計画されていたと推測でき、その最も進んだ事例といえる。意匠的には、外陣や向拝に装飾が希薄で、再建後に時間をおいて整備された須弥壇や宮殿・内陣天井、四天柱の周囲が目をはく程度である。木鼻や絵様等の細部様式は、享保にしては、かなり新しい傾向を示しており、注意してみる必要がある。

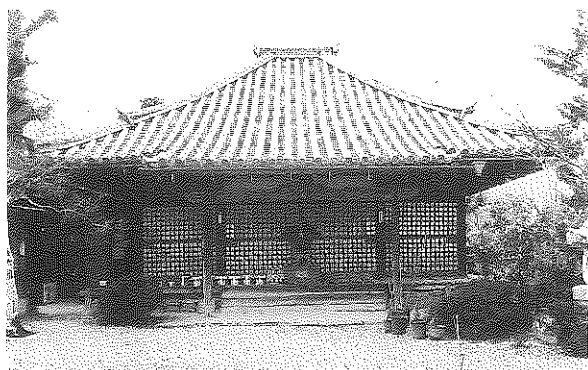
多宝塔は、本堂の西南に東面してたち、内部に釈迦如来と多宝如来

を安置する。中興七代にあたる行潤により文化元年（一八〇四）に再建された。

標準的規模の三間多宝塔で、下重は二手先組物・二軒繁垂木、上重は三手先組物・二軒扇垂木とする。内部は中央に四天柱をたて、西面に来迎壁を設け、方形壇上に禅宗様須弥壇をおく。四天柱内天井には龍が描かれている。

和様を基調としながらも禅宗様を加味した建物であり、均整のとれた節度ある美しさを保っている。

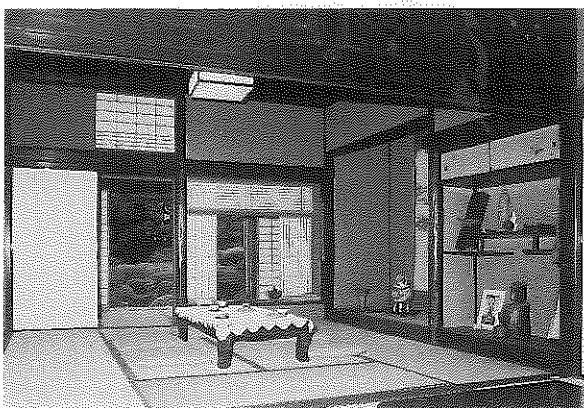
念仏堂は、もとは本堂と方丈近辺にあったが、明治以降に現在地へ移された。宝永二年（一七〇五）に建立、享保十一年（一七二六）に瓦葺が完成、向拝が取付けられた。建立時の大工は地元の小嶋傳右衛門義重であった。寄棟造の三間堂で、内部は、正面一間通りの外陣と、その奥兩脇一間奥行一間の脇陣、および凸形に突出する内陣からなる。室境は中敷居が設けられ、一部を除いてその上に引違建具をたててい



念 仏 堂



方丈及び庫裏 外観



方丈及び庫裏 内部



多 宝 塔

た。内陣中央後寄に来迎柱・来迎壁を設け、その前に須弥壇をおき、春日厨子をのせている。浄土宗系統の本堂に似た空間構成といえよう。全体に装飾的要素のまったくない建物で、寄棟造の落ちついた姿は好感がもてる。

方丈及び庫裏は、本堂の西方に東面してたつ。正面中央に式台をつけ、式台より南側を方丈、式台北側の内玄関より北を庫裏とする。復原すれば、方丈は田の字形に四室並び、その南・東側に鞆間（広縁）がまわる。南西室が床と違棚、付書院をもつ上壇の間となる。北西室の西側には仏間が設けられた。庫裏は、西側に八畳の座敷二室と「オヘヤサン」、東側に玄関と台所、「オチマ」を配し、台所と「オチマ」の東側を土間とする。「オヘヤサン」と「オチマ」を増築した以外は、比較的よく当初の形態を残している。

方丈は延宝五年（一六七七）に亀山西町の大工相原甚左衛門によって建立されたことが棟札より判り、庫裏もまた同時期に建立されたものであろう。

地方寺院における住坊の数少ない遺構として注目される。



方丈表門



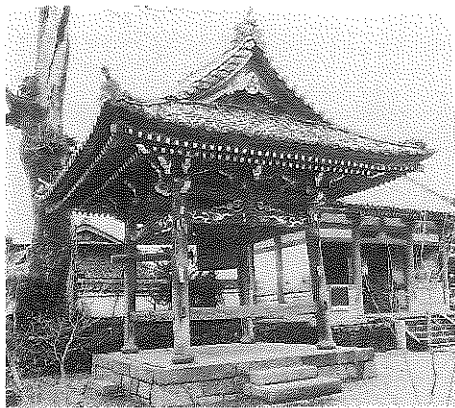
鎮守堂

方丈式台の前方に方丈表門がたつ。一間薬医門で切妻造・本瓦葺。念仏堂を建てた大工小嶋傳右衛門義重が、宝永二年（一七〇五）に建立した。妻簷股を独特の形にしている以外、時代相應の様式をもつ正統的な薬医門である。

鎮守堂は、仁王門を入った左手に東面してたつ。小規模な一間社流造。素木の簡素な社殿で、彫刻等の装飾も少ない。建立時期は明確でないが、式的にみて江戸中期前半、つまり当寺が中興された頃であらう。

鐘楼は宝暦九年（一七五九）に再建された。桁行一間梁行一間で、四方を吹放しとする鐘楼である。上部粽付円柱を内転ぼしに建て、出三斗を詰組にする。雲形をした簷股や虹梁の絵様などに時代の先駆的な意匠がみられる。

仁王門は三間一戸八脚門で、前列両脇間に仁王像を安置する。組物は出三斗。入母屋造・本瓦葺とする。組物から上がほとんど後補材になっているものの、軸部はかなり古く、当寺が復興された十七世紀中期に造営されたと考えられる。「穴太寺観音縁起」に描かれているような楼門が、のちに上階を撤去して現在の形式となったと推測できる。



鐘楼



仁王門

まつ
の
お
でら
松尾寺 三棟

(指定)
舞鶴市字松尾

松尾寺

本堂 桁行五間、梁行五間、二重、宝形造、向拝一間、
軒唐破風付、銅板葺

経蔵 土蔵造、桁行五・九間、梁行五・九間、宝形造、
向拝一間、棧瓦葺、八角輪蔵付

仁王門 三間一戸八脚門、入母屋造、銅瓦葺

本堂 享保十五年(一七三〇)、経蔵 享和二年(一八〇

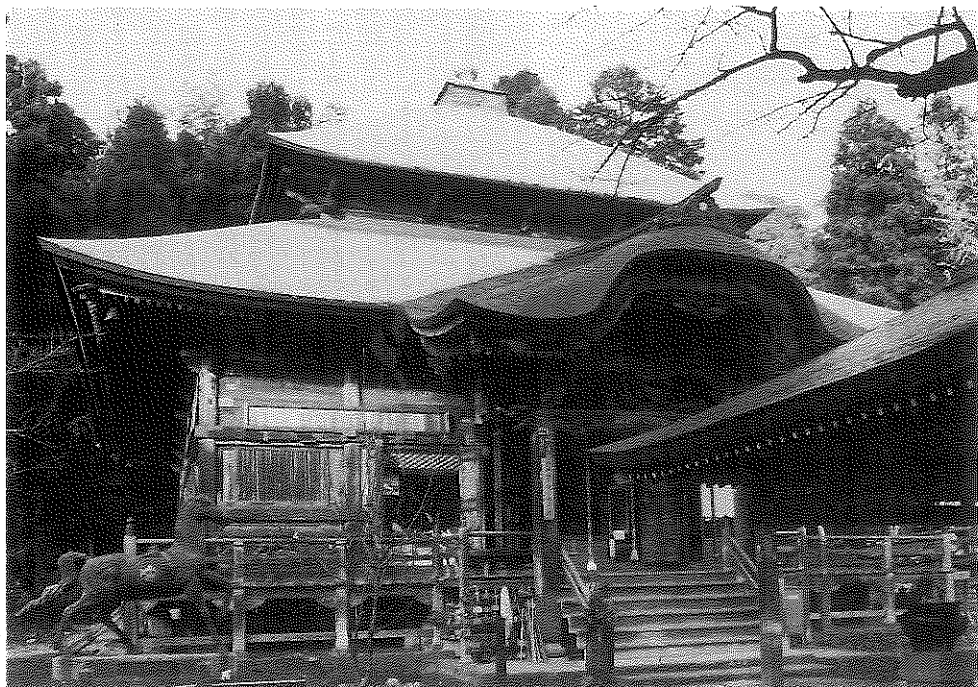
二)、仁王門 江戸中期

松尾寺は、青葉山の南西中腹に伽藍を構える。真言宗醍醐派に属し、西国三十三所観音霊場の第二十九番札所にあたる。山号は青葉山。

慶雲(和銅年間(七〇四〜七一五))に創建されたと伝える。中世には観音霊場として広く知られ、本堂や五重塔、阿弥陀堂など多数の堂舎を擁する寺院であった。その後、幾度かの火災にみまわれ、現在の景観は江戸中期以降に整備された。寺地は大きく二段に分かれ、下段には、仁王門と勅使門、庫裏、方丈を、上段には本堂や経蔵、地藏堂、鐘楼、大師堂、六所権現社(現在の六所神社)などが配されている。

本堂は伽藍の最奥に南面してたつ。正徳六年(一七一六)に旧堂が類焼したのち、勅化帳を回して資金を募りながら、享保五年(一七二〇)三月より建築に取り掛かった。しかし、資金繰りが順調に進まず、工事は遅れ、余儀なく設計変更された。同十五年(一七三〇)より上棟、同二十年に堂供養が営まれた。作事には近世丹後地方で有力な大工集団であった富田一族が中心をなし、他に地元(七左衛門と若狭高浜の仁兵衛)が加わった。その後、安永七(一七七九)八(一七八〇)に現在の宮殿と須弥壇が造立された。文政八年(一八二五)の大雪で大破し、数年にわたる寄進や勸化により修覆を遂げることができた。

桁行五間梁行五間で、宝形造、二重屋根の堂宇で、正面に軒唐破風付の向拝をつける。当初はこけら葺で、昭和六年(一九三一)に銅板葺に改められた。組物は、下重が二段に絵様肘木を重ねた独特の大斗肘木で、中備に暮股をおく。上重は、民家などによく見られる、出桁

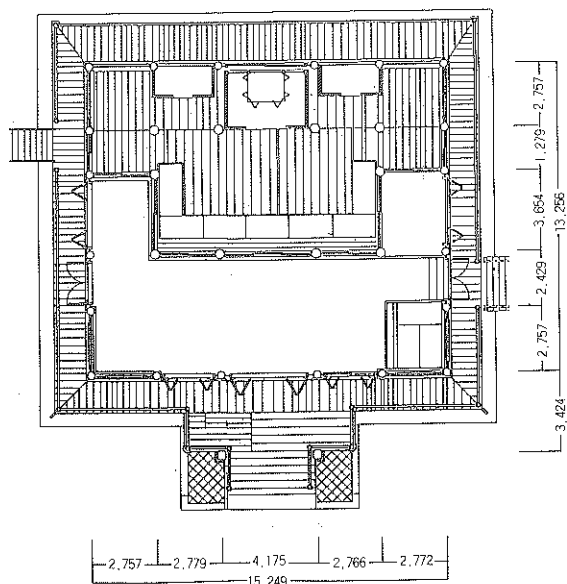


本堂 外観

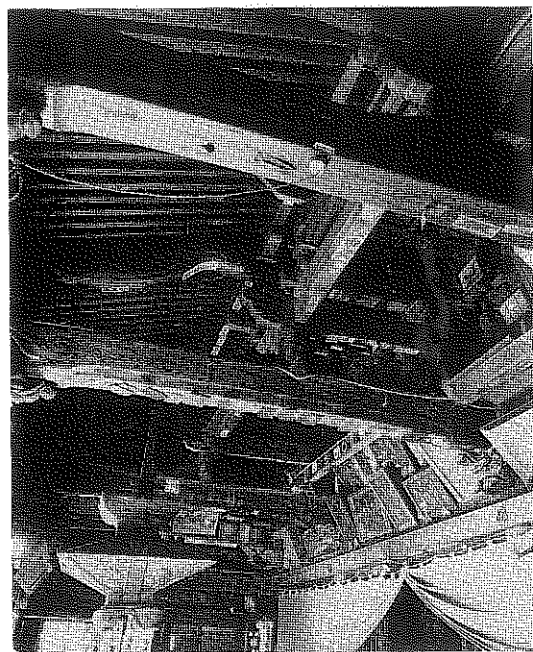
を腕木が支えるせがい造とする。この板支輪には雲紋を彫っており、ここでは「雲水作り」と称している。側廻りには棧唐戸をたて、正面両端間と側面前寄一間の連子窓風に作られた部戸をつる。また、その腰長押下の腰板に唐獅子の彫刻がはめこまれている。

堂内は凹形の外陣と凸形の内陣に分かれ、内陣奥中央三間に須弥壇が置かれる。建立当初は外陣が脇陣をすべて取り込み、三間×三間の内陣の三方を外陣が囲む形式であった。外陣床は板敷で、当初は参詣者が土足のままで堂内に入ることができた。この外陣においては仏舞が行われており、そのための施設も設けられている。当堂は特に天井架構に優れ、海老虹梁、大虹梁などを自在に組み合わせて架け、高く広い空間を確保するとともに、意匠的にも変化に富む場を作り出している。

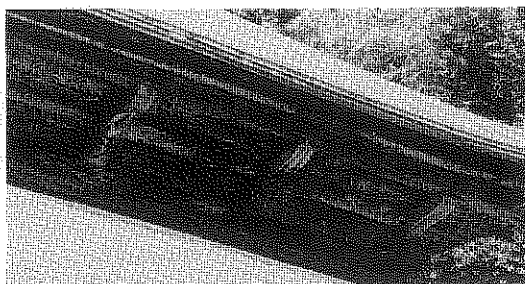
平面は、当初の計画では中世密教仏堂の形式であったが、再建過程の設計変更によって後戸まわりが省略された独特の形式となった。空間架構や細部様式、建具などに優れた造形感覚や独創性をみせており、江戸中期を代表する遺構の一例に数えられる。



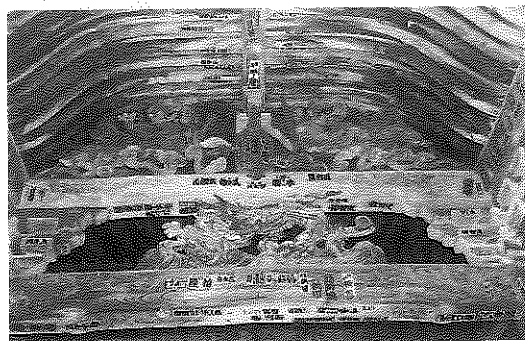
本堂 平面図



本堂 外陣見上



本堂 上重軒裏



本堂 向拝

経蔵は本堂の南西に東面してたつ。宝形造・棧瓦葺、土蔵造の建物で、正面中央一間に向拝をつける。内部は板敷、格天井で、中央に八角輪蔵をおく。享和二年（一八〇二）に、田辺城下の高橋孫三郎を棟梁として建立され、翌三年に輪蔵の寄進を受けた。防火上や環境への配慮のため外壁を土蔵造とする珍しい形式である。また、八角輪蔵をもつ経蔵の江戸期の遺構は少なく、その意味においても、貴重である。

仁王門は三間一戸八脚門で、南面してたつ。両脇間後半に、床を張り、三方を板壁で閉ざし、正面に金剛柵を設けて、一對の金剛力士像を安置する。入母屋造・銅瓦葺であるが、もとは、こけら葺であった。中丹・与謝地域における標準的な形式の仁王門であり、手堅い意匠でまとめられている。宝永から正徳頃（一七〇四〜一六）の建立と考えられる。



仁王門 正面



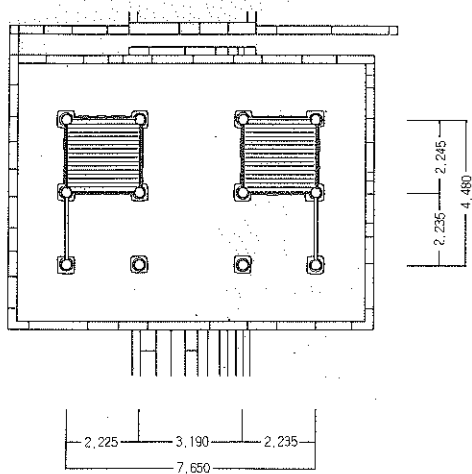
経蔵 外観



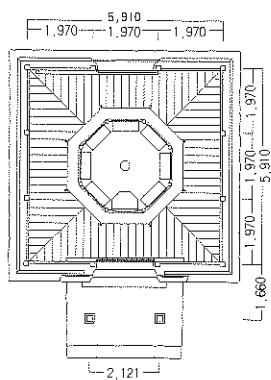
仁王門 組物



経蔵 輪蔵



仁王門 平面図



経蔵 平面図

この
籠神社 二棟

(指定)
宮津市字大垣
籠神社

本殿 桁行三間、梁行二間、神明造、桧皮葺

附 棟札 三枚

摂社真名井神社本殿 桁行一間、梁行二間、神明造、桧皮葺

葺

附 拝所 一棟

棟札 一枚

附 末社恵美須神社本殿 一棟

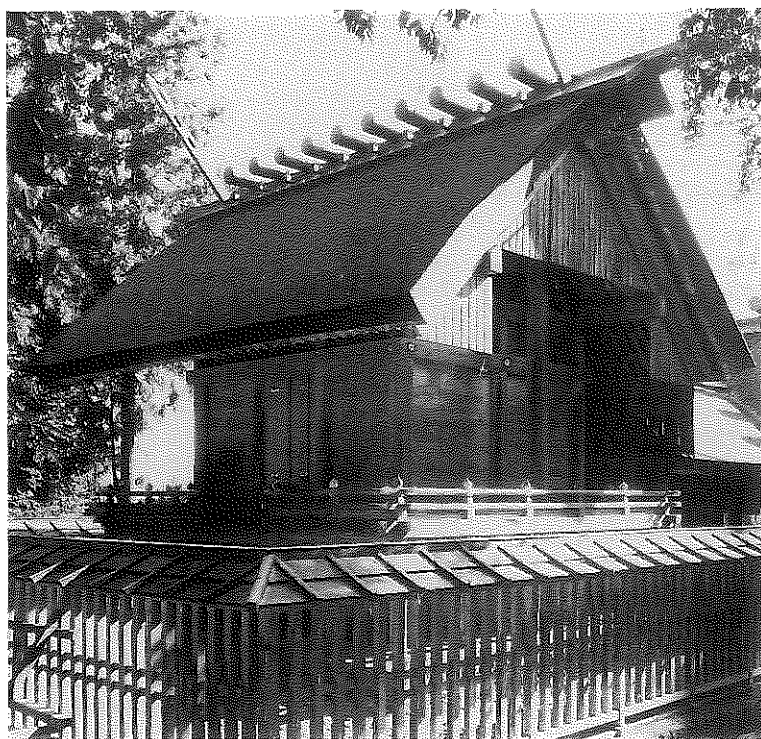
本殿 弘化二年(一八四五)、摂社 天保三年(一八三二)

籠神社は名勝天の橋立の北端がとりつく位置にある。延喜式にさだめる名神大社で、古来丹後国一の宮として崇敬され、近世においても領主の保護をうけた。創立については、伊勢神宮とかかわりが深いことがつたえられ、籠神社の奥宮である摂社真名井神社は豊受大神の伊勢遷座以前の鎮座地である丹波国(後に丹波と丹後に分かれる)の比治真奈井に比定されるともいわれている。社蔵の『丹後国一宮深秘』によると、本殿は三十年毎に造替されており、養老年中より元弘年中まで二十余度の造替をおこない、建保三年(一二二五)、元仁元年(一二二四)、文永十年(一二七三)に造替遷宮があつたとされる。

現在の本殿は、天保十四年(一八四三)正月に新始をし、翌弘化元年三月に礎石をすえ、翌弘化二年(一八四五)三月に上棟したもので、大工棟梁は宮津の富田作久造であることが棟札よりわかる。大型の神明造本殿で桁行三間、梁行二間の規模をもつ。棟持柱で直接妻の棟をささえ、千木、堅魚木、懸などの屋根の細部形式、鏡形とよばれるたてとよこの材を内側にとりつけた又首組の妻飾の形式、勾欄の架木や平桁の先端をはねず平桁・地覆間に横連子を入れる点、勾欄上に五色の居玉をかざる点は伊勢神宮正殿と同じで正式の神明造の形式である。一方、伊勢神宮正殿と異なる点は、礎石上に柱をたてる点、方一間の内々陣をもつ点、内法長押をとりつける点、背面にも扉をもつ点、屋根が桧皮葺である(大正二年に葺材が変更されていて、それ以前は

伊勢神宮と同様茅葺であつた)点、やや木細くたちの高いプロポーションをもつ点などである。

大正二年に梁桁以上が修理されていて、軒まわりを含めて新材にとりかえられている。その後昭和二年の丹後震災で被害をうけ、四年から六年にかけて内務省により境内建物全体の改築がおこなわれた際に、本殿は一旦解体されたが、現礎石下に旧礎石が発見され、鎌倉末期を下らぬ時期にすでに現本殿とほぼ一致する平面であつた事実が確認されたので、結局はもとの通りに建て直されたといわれる。このことは、材料の大半が古く、しかも一度組み直された形跡があることから確かめることができる。ただ大棟については長さを延ばすなどの変更が加



本殿 背面側

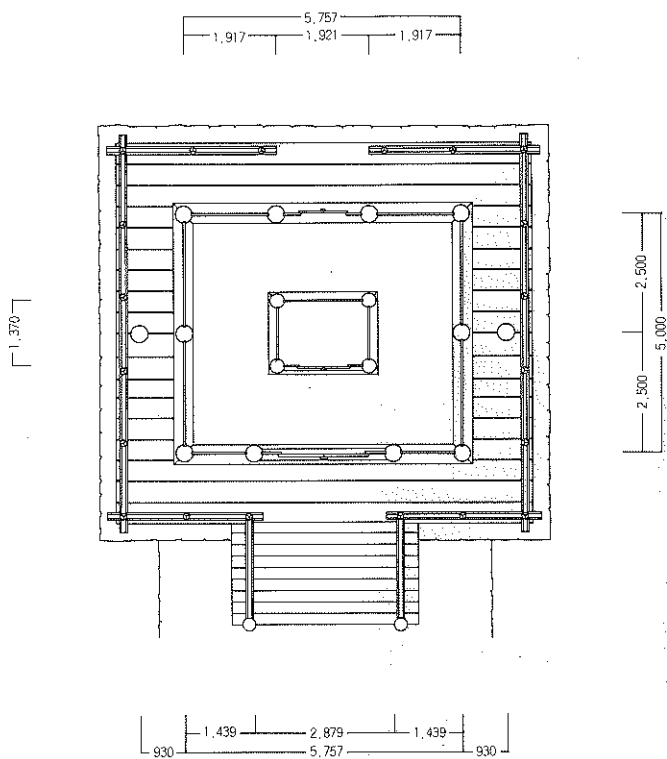
えられている。弘化二年に再建される以前の形式については、資料からは明らかにならず、前身建物礎石が示す建物より古い時代についても不明というほかない。

籠神社本殿は、弘化二年以前の造営の沿革については不明な点は残るが、全国にいくつか所在する江戸時代に建てられた三間社の神明造本殿のうちでも、伊勢神宮内外宮正殿につぐ規模をもち、それらと近似した古式の細部意匠をもつ点においてきわめて注目される遺構である。

摂社真名井神社は、先述したように豊受大神の伊勢遷宮以前の鎮座地であるとの伝えがあるところで、籠神社本殿からやや離れた北東山中に所在する。一間社の神明造、桧皮葺で、本殿と同様柱は棟持柱も含めて礎石建ちである。背面に扉をもつ点も本殿と同じである。一方、内部が一室となる点、妻飾が鏡形をもたない単純な又首組となる点、勾欄上に居玉をのせない点などは相違する。本社本殿と同様、良質の桧材を用いて堅固に組立てられており保存状況はきわめてよい。

社殿の造営経過については不明な点が多いが、棟札より元文三年（一七三八）に本殿再建がなされていることがわかる。現本殿の建立は天保三年（一八三二）で、大工棟梁は中野村の井上與七良安馬、松井清五良、同清兵衛、国分村の富田彌四良の四名であることが棟札から明らかとなる。旧は茅葺で、昭和十年に桧皮葺に改めている。丹後地方に散見される一間社の神明造本殿のなかでも、江戸時代に建てられたことが明らかで古式な細部意匠をもつ遺構として価値が高い。

真名井社の前には、桁行一間、梁行一間、切妻造、桧皮葺の拝所が構えられる。床は土間敷で周囲吹放しである。明細帳によると本殿と同じ天保三年（一八三二）の建立である。柱上の舟肘木は後補の可能性があるが、柱・梁等主要部材は当初材が残されていると考えられる。末社恵美須神社本殿は、籠神社本殿の向かって右側に所在する小規模な一間社流造の建物で、組物には連三斗、庇つなぎには海老虹梁と手挟を用いる。明細帳によると文化年間（一八〇四〜一七）建立となっており、葺、妻飾などの細部彫刻は一定の水準をたもち、よくまとまった流造建築である。



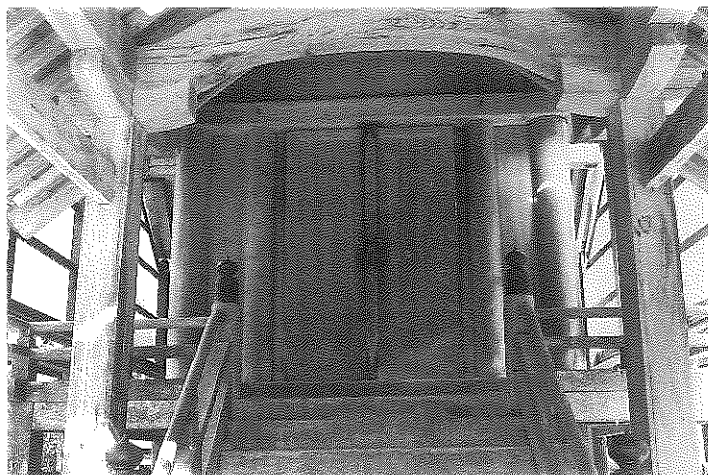
籠神社本殿 平面図



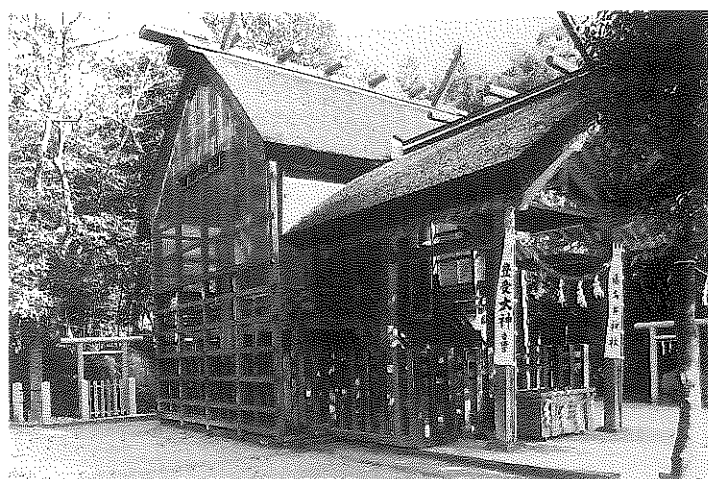
本殿 妻詳細



摂社真名井神社本殿 妻部分



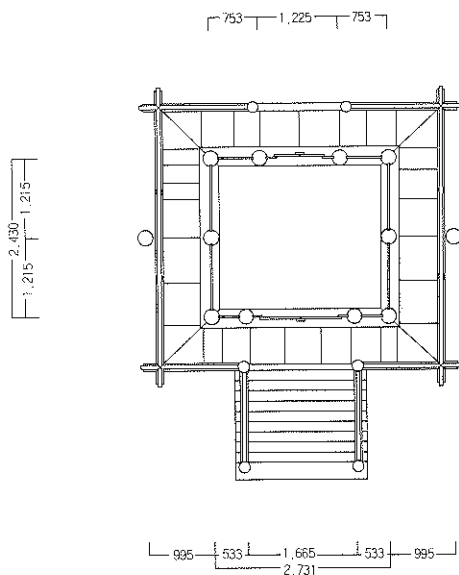
摂社真名井神社本殿 正面



摂社真名井神社 全景



末社恵美須神社本殿 側面



摂社真名井神社本殿 平面図

美術工芸品

絹本着色寛空僧正像

一幅（絵画・指定）

京都市北区紫野十二坊町三三の一

上品蓮台寺

（京都国立博物館寄託）

寸法 縦一二五・二cm 横九一・三cm
時代 平安時代（一二世紀）



絹本着色掛幅装（三副一鋪）。ほぼ等身大の肖像画である。我が国の肖像画の通例のとおりに斜め向きの顔を描き、前方を凝視する。僧衣を着て、袈裟をまとい、畳に坐る。右手は胸前で返して独鈷杵を握り、左手は掌を下にして腹前で構え数珠を握む。周囲には何も描かれていない。

描きおこしの線が無く、下描きの線がそのまま決定線になっている。その描線は柔らかな膨らみをもつおらかな線である。肉身部は赤みがかった肌色に彩色し、両手の甲、耳朶、後頸部などに朱の隈取りを施す。後頭部と口のまわりには毛を刺ったあとを細かな点で表わす。耳孔、胸、手の甲には細線で毛を描いている。大きな鷲鼻、口のまわりの膨らみ、頸から胸にかけての皺が、像主の特徴としての確に写されている。数珠の水晶玉と朱の糸や畳の縁の前面に後補の筆が加わっている。また、左上脛から頬にかけての部分などに加筆がみられるが、全体にはほぼ当初の描線を残している。

祖師像、高僧像にはしばしば像主の理想化がみられるが、本像の克明な相貌の描写はまさに対看写照ともいうべき像主の特徴が表現されている。

鎌倉時代初期に描かれた玄証筆『先徳図像』では、像の向きは逆であるが、独鈷杵と数珠をもつ姿で寛空を描いている。この図像は、持物については弘法大師の五鈷杵と数珠、聖徳太子の香炉などそれぞれの像主の図像として固定したものが描かれている。このことから鎌倉時代にはすでに独鈷杵と数珠をもつ寛空という図像が成立していたと考えられる。本像が上品蓮台寺という寛空ゆかりの寺院に伝えられてきたことも考えあわせれば、本像の像主は今までの伝えのとおり寛空としてよいと思われる。

寛空（八八四〜九七二）は宇多法皇について灌頂を受け、東寺長者、金剛峯寺座主、仁和寺別当などを歴任した高僧である。その事績は各種の寺院記録、公家日記、高僧伝、往生伝に記されているのをはじめ、『古今著聞集』といった説話集にも採られている。それらによると、宮中においてしばしば修法し、とくに雨を降らせることに功験があったことで有名である。康保元年（九六四）僧正に任じられた。上品蓮台寺を開き、世に蓮台寺僧正とよばれた。

本像は寛空の生きていた時代に描かれた原本とするほどには、時代がさかのぼるとは考えにくい。が、写し崩れも比較的少なく、ごく早い段階の転写本であると考えられる。我が国の高僧肖像画を代表する作品である。

板絵 著色竹虎図 狩野元信筆

一面（絵画・指定）

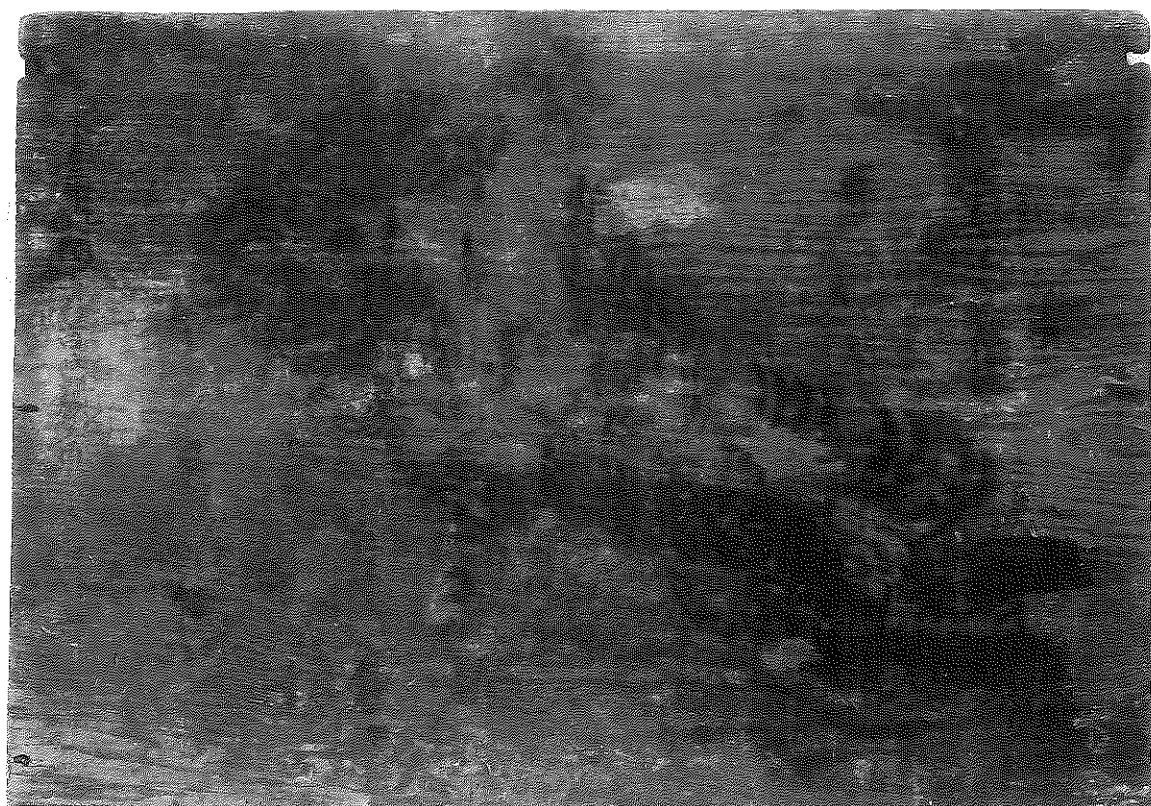
船井郡丹波町字下山小字岩ノ上二二

大福光寺

（京都国立博物館寄託）

寸法 縦五七・〇cm 横八一・五cm

時代 室町時代 大永五年（一五二五）



ヒノキ材の一枚板に胡粉下地をつくり、前脚を伸ばして坐り、後方を振り返って睨む虎と、太い竹を描く。

虎の描写には輪郭線を用いず、黄土を塗ることによってその形態を表現する。体毛はやや濃いめの黄土を用いて精細に描かれ、髭や眉の部分の毛描きにかぎり、金泥が使用される。縞模様は墨の濃淡をもつていくぶんぼかし気味に表されている。眼球は黒目の部分は内側が墨、外側が金泥で処理され、白眼の部分には胡粉の上から薄く群青が塗られる。眼の両端と口中の部分には朱が点じられる。竹の部分には緑青が厚く塗られていたとみられるが、現在は剝落が進み、痕跡を確認するにとどまる。

両面右側に「筆者狩野大炊助元信（元信）朱文鼎印」左側に「大永五年乙酉閏十一月吉日 願主西蔵敬白」の墨書がある。

画面左右の墨書銘から、全く同文の墨書銘をもつ同町富田の子守神社所有の「板絵著色神馬図」（昨年府指定）とともに府内に現存する最古の絵馬であることがしられる。両者は銘文の内容ばかりではなく筆跡も一致している。さらに絵板の材質も一致し、大きさも同じである。中世における虎を主題とした作品は水墨の手法のものがほとんどである。しかも、その多くは牧谿の虎を規範として描かれている。本図も虎のポーズ自体は牧谿のそれが基礎にあるように思われるが、著色の密画であるという点が大きく相違している。中世の虎の著色画としては羅漢図や涅槃図などに添景とし描かれたものがあるが、本図はそれにヒントを得たものであろう。元信が仏画にも造詣が深かったこともしられている。本図もそうした仏画学習の跡を顕著に示す作例であると考えられる。

本図は剝落が進んでいるけれども、開放的な場所に懸けられることの多い絵馬というものの性格からすれば、この保存状態はいさしかたのないところである。中世にまでさかのぼりうる遺品は全国的にも極めて乏しい状況にあるなかで貴重なものである。

元信の伝承作品は数多いけれども、本図は真筆のひとつに数えうる作品であり、狩野派の礎を築いた元信の画業をしるうえで重要な作品である。



木造不動明王坐像

一 軀（彫刻・指定）

船井郡丹波町字豊田小字新宮谷六七

新宮寺

寸法 像高 一三四・九cm

時代 平安時代（一二世紀）

ヒノキ材、寄木造。内割り、彫眼。もともと彩色像であったと考えられるが、現状ほとんど素木が現れている。

構造は、体幹部は左耳中央と右耳後を通る線で前後二材刳、左耳中央の刳ぎ目に幅二・五cmの縦材を挿む。前面材は三道下で、背面材は首のつけねでそれぞれ割り首とする。両肩、両肘、両手首で刳ぎつけ、両腰に三角材を挿み、膝前横木二材刳ぎつけ。裳先別材刳ぎつけ（後補）。前面材から像心束を作りだす。

頂蓮を戴き、地髪はまばら彫りで表し、弁髪を左肩に垂らし、頭飾

は紐二条に正面に花飾を付ける。両眼を見開き怒りの表情を表し、口を結び、歯牙が下向きに出る。耳朶は環状。三道・条帛・臂釧・腕釧を彫出する。両手を屈臂し、右手五指を曲げ、剣を握る。左手第一・三・四指を捻じ、索を執る。裳は一段折り返し。腰布を下腹部中央で結び、右脚を外にして結跏趺坐する。銅製瓔珞を付ける。

頂蓮、右耳朶下部、右手第一指、左手第二・三・四・五指、裳先、持物は後補のものにかわっている。髮際、眉、小鼻、上唇、胸中央部等に、一部木屎漆による修理がある。

新宮寺は現在曹洞宗であるが、もともとの宗旨は不明。新宮権現または熊野権現とよばれる。新宮寺には応安二年（一三六九）と宝暦五年（一七五五）の年記をもつ二通の縁起がある。ただし、応安年記のものも書風から江戸時代に書写されたものであると考えられている。それらの縁起によれば、寛治四年（一〇九〇）白河法皇が熊野参籠の

おり、夢のお告げで当地に熊野権現を勧請したという。熊野権現が京都や山陰道諸国に盛んに勧請されたのは一二世紀後半以降であると考えられているので、この縁起をそのまま受け入れることは難しいとされている。

本像は構造的には完成された寄木像の技法によっており、様式的にも身体各部の盛りあがり少なく、相好や衣文線等の彫りも浅い。目鼻立ちが小さく顔の中央に集まり、怒りの表現も穏やかにまとまっている。儀軌には「充滿肥盛」と説かれる不動明王であるが、細身という印象が強い。平安時代末の特色が強く現れている。

本像の由来は明らかではないが、本像の周囲には室町時代の作とみられる四大明王像が安置されている。熊野十二所権現本地仏像とも合わせ、平安時代の末にはこの付近に密教、修験道関係の信仰が広まっていたのであろう。



木造熊野十二所権現本地仏像

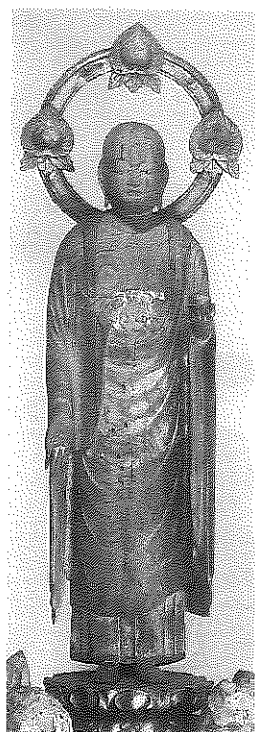
一二軀（彫刻・登録）

船井郡丹波町字豊田小字新宮谷六七

新宮寺

寸法 像高（番号は社殿向かって左側に安置されたものからの順である）

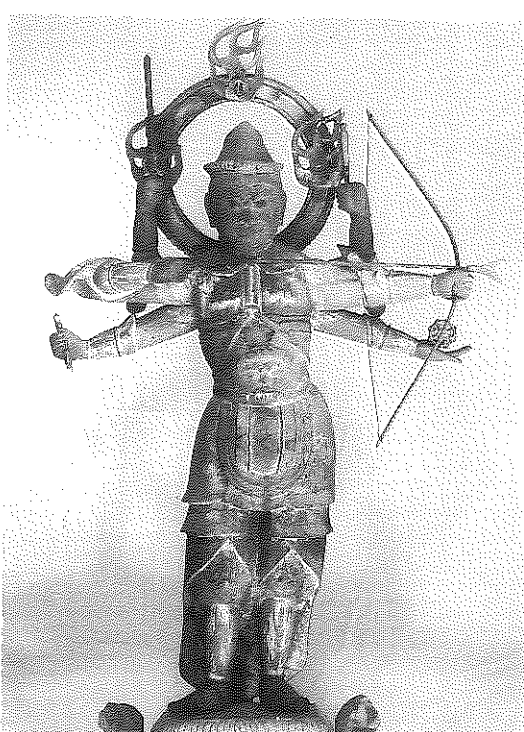
- ① 僧形立像 四六・七 cm
- ② 天部形立像 五五・九 cm
- ③ 如意輪観音半跏像 二八・九 cm
- ④ 釈迦如来像 三五・〇 cm
- ⑤ 伝薬師如来立像 五五・九 cm
- ⑥ 十一面観音立像 五八・九 cm
- ⑦ 阿弥陀如来像 七〇・五 cm
- ⑧ 千手観音立像 七一・九 cm



木造地藏菩薩立像



木造千手観音立像



木造天部形立像

本件のうち①②③⑤⑥⑧⑨⑩⑪の九軀は平安時代末の様式を示しており、技法的にもカヤ材を用いて一本像または一部割矧ぎとし、作風的にみても同時期に制作されたものと判断されるが、いずれも江戸時代の修理を受けており、残りの④⑦⑫の三軀はそのときに補われたものであろう。

これらのうち、①僧形立像は竜樹菩薩である可能性がある。②天部形立像は「大威徳」の銘があるが、一般的に熊野十二所権現の本地仏としては大威徳明王ではなく、毘沙門天がそのひとつにあてられる。毘沙門天や大威徳明王の図像としては類例は知られていない。腕はいずれも後補であるので、当初は二臂の毘沙門天として制作された可能性もある。⑪菩薩形立像は「虚空」の銘があるが、これも同様に文殊菩薩である可能性もある。しかし両肘より先は後補であるので、当初の様子はわからない。⑫愛染明王についてはふつう不動明王があてられるところであるが、この寺がとくに新宮寺と号しているように、熊野新宮と関係が深いところから、新宮の末社である神蔵山の本地仏である愛染明王像として表されていた可能性があり、江戸時代の修理のときも、愛染明王として新造されたのではないかと考えられている。

そのほか⑤伝葉師如来立像は明らかに当初菩薩形であったものを頭部に肉髻を矧ぎ付け、肘から先を改変して薬壺を持たせている。

木造不動明王坐像の項でも記したように、縁起の通りに一〇九〇年までさかのぼることはできないとしても、平安時代末期の熊野信仰の広がりや物語る資料として貴重なものといえる。

- 時代 ①②③⑤⑥⑧⑨⑩⑪平安時代（一二世紀）
④⑦⑫江戸時代
- ⑨聖観音立像 六〇・二 cm
 - ⑩地藏菩薩立像 五六・五 cm
 - ⑪菩薩形立像 五六・五 cm
 - ⑫愛染明王坐像 二八・五 cm

京都十六本山会合文書

七五三点 (古文書・指定)

附 文書箱 二合

京都市左京区仁王門通新麩屋町西入大菊町九六

時代 室町時代—明治時代

頂妙寺

本文書は、室町時代後期から江戸時代にかけて、京都において勢力を持った日蓮宗（法華宗）の十六か寺の本山が共有した文書である。

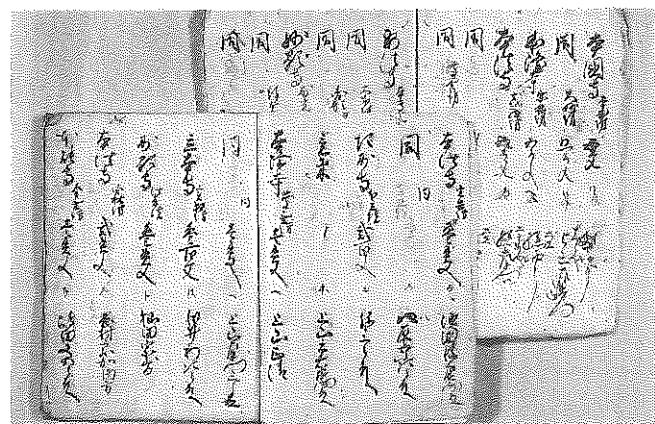
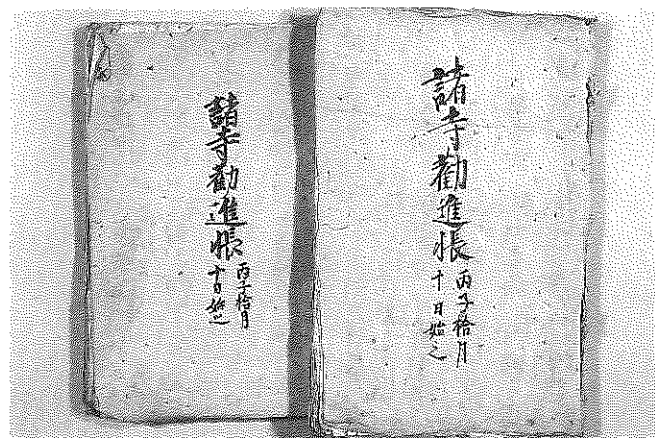
鎌倉後期の日蓮の入洛に始まる日蓮門下諸教団の京都布教は、室町時代には度重なる弾圧にもかかわらず教線を拡大し、洛中には二十一箇本山と総称される有力寺院が軒を並べるに至った。しかし天文年間（一五三二—一五六）のいわゆる法華一揆とそれに引き続く山門等の攻撃により洛中を追われ、堺に離伏を余儀なくされた。天文十一年に京都への帰還が許されたが、復興したのは十六か寺に止まった。この十六か寺が、永禄七年（一五六四）に改めて盟約を結び（永禄規約）、その協議機関として設置されたのが、この十六本山会合である。

十六本山会合の事務は各本山が年番で担当することが定められており、これを会本と呼んだ。会本が管理し持ち回っていたのがこの文書であるが、明治初年に諸流が分立し、会合の機能が停止した際、たまたま当時の会本であった頂妙寺に止まり、今日まで伝えられて近年発見されるに至ったものである。文書の内容はこの会合の性格に規定されており、その年代は永禄規約の翌年である永禄八年から幕末・明治初年に及んでいる。とりわけ、安土桃山時代から江戸時代初頭にかけては、京都の日蓮宗（法華宗）にとつては、安土宗論・方広寺大仏供養に始まる不受不施弾圧等、苦難の時代であり、文書はこれらの問題をめぐる対応に関する新史料が多数を占めている。

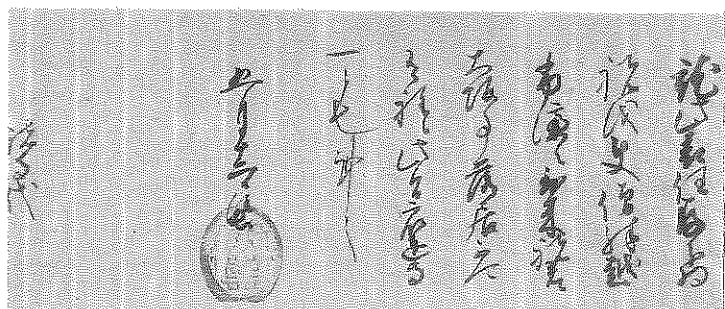
また特に注目されるのは、天正四年（一五七六）

に十六本山が上京を中心に行った勧進に関する記録・帳簿類である。この記録には、上京の各町名と寄付に応じた住人の名前・募金額・旦那である寺院の名が記されている。当時の京都の住民構成を網羅的に把握でき、今後の中世・近世の京都の歴史を研究する上で根本史料となるものである。

さらに、室町時代から江戸時代にかけての各時代の京都の権力者との交渉を示す書状類が包紙・切封や捻封を残すなど、保存状態の極めて良好な形で残されており、古文書学的にも貴重である。



天正四年 洛中勧進帳



織田信長書状

丹後国分寺建武再興縁起

附 丹後国分寺建武再興縁起写

国分寺略縁起

寸法・形状

丹後国分寺建武再興縁起

粘葉装、縦 三四・七 cm

横 二七・二 cm

一冊 (古文書・指定)

一冊

一帖

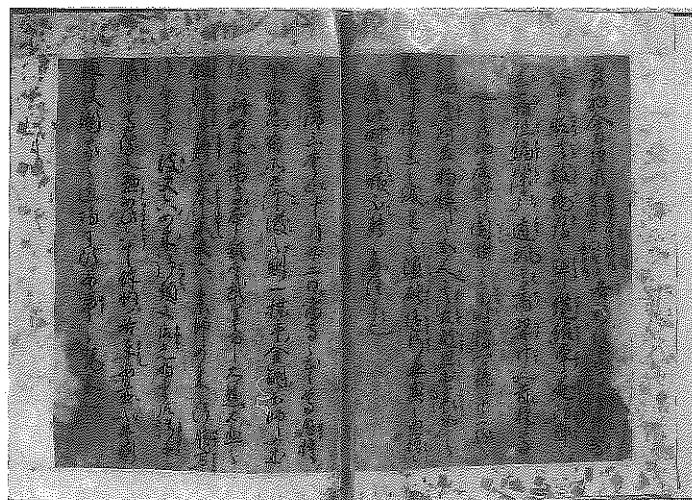
宮津市字国分七九三

国分寺

同右写 袋綴装 縦 二三・四 cm 横 一九・〇 cm
国分寺略縁起 折本装、縦 二七・八 cm 横 一〇・〇 cm
時代 南北朝時代 附 江戸時代

この記録は、鎌倉後期から南北朝初期にかけてそれまで荒廃していた丹後国の国分寺を再興した際のいきさつを詳しく述べたものである。巻頭・巻末部分を欠くが、当寺再興からほどない南北朝時代に作成されたものと認められる。

丹後国分寺は聖武天皇の発願によって諸国に設置された国分寺の一つであるが、早く伽藍の荒廃が進み、加えて本尊である薬師如来の金銅仏が盗難にあった。しかし靈異によって当地に取り戻され、国府の役人である権介入道の子孫が家内に安置して守っていた。嘉暦三年



(一三二八)に至って、西大寺流の律僧宣基上人が権介助忠の要請によつて国分寺再興の大願を起こし、諸国に勧進を行つて当寺復興はその緒についた。縁起の前半にはおよそ以上のような経過が述べられている。

後半には、建武元年(一三三四)の金堂上棟と落慶法要の有様が詳しく記されている。本文中には建築に当たつた番匠(大工)の構成や棟木銘、供養に参加した丹後一円の僧侶の交名(名簿)、供養の際読み上げられた表白文や願文、会場の図面などが引用されており、盛大な再興供養の様子を具体的に知ることができる。

このような中世地方寺院の造営の事情を子細にうかがうことのできる史料は全国的に見ても数少ない。丹後地方の中世史研究の根本史料の一つであるばかりでなく、建築史・芸能史・宗教史などのさまざまな

な分野に貴重な情報を提供するものである。
附の縁起写及び国分寺略縁起は、いずれも江戸時代の成立になるものであるが、縁起の欠を補うところがあり、史料的价值が認められる。

(国分寺略縁起奥書)

「正徳三癸巳年

卯月上旬二書之

当寺

現住快応

六十一歳

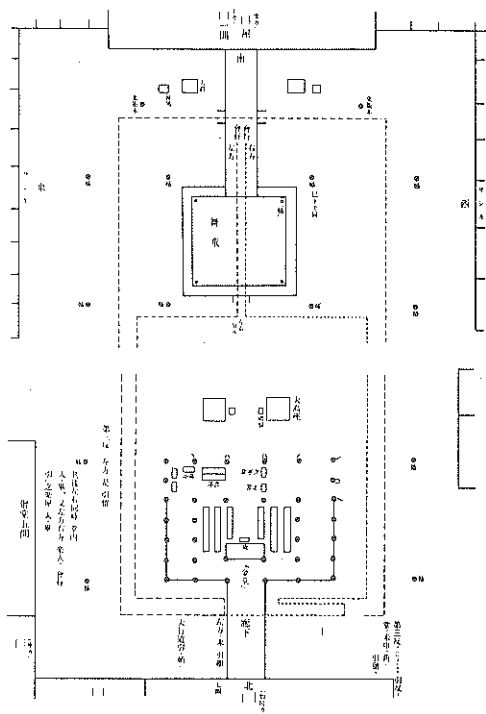
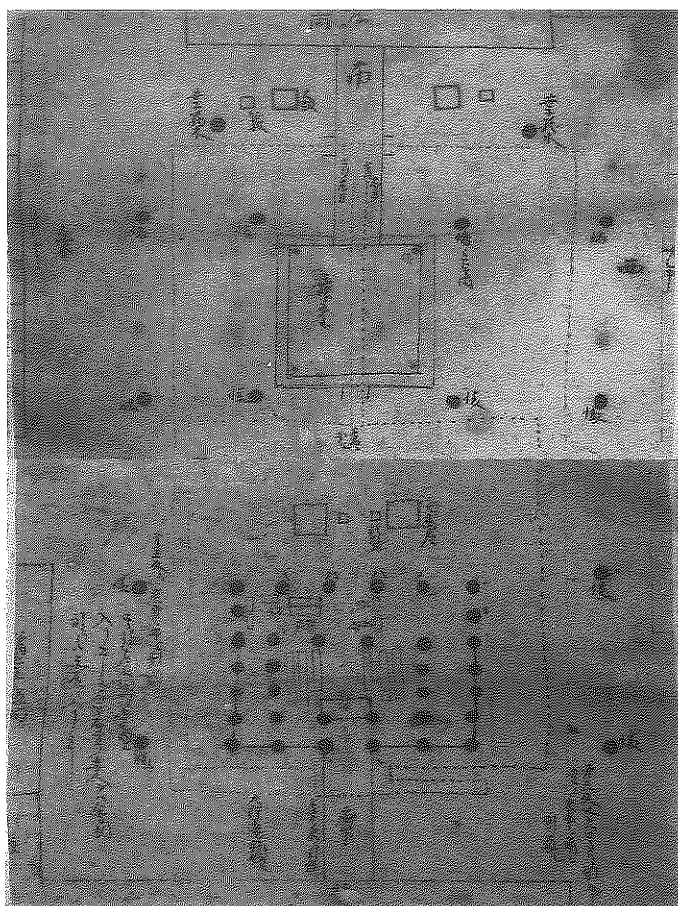
六十六部廻国衆所望ニ

略縁起致假名書者也」

後見ノ人御笑草ニ

咲花の色もこくふの里なれと

見る人なくて春をへにけり



『丹後郷土資料館報』第五号から転載

奉安塚古墳出土品

(考古資料・指定)

一、乳文鏡	一面
一、勾玉	一個
一、金環	一個
一、銀環	一個
一、鉄刀	二本分
一、鉄刀子	三本
一、鉄斧	二個
一、鉄鉈	一本
一、鉄鍬	一本
一、鉄鍬	一七本
一、鉄鍬残欠	一括
一、鉄釘	四本
一、砥石	三個
一、石製品	一個
一、鉄地金銅張鞍飾金具	一個
一、鉄地金銅張鏡板	一個
一、鉄地金銅張杏葉	二個
一、鉄地金銅張辻金具	三個
一、鉄地金銅張雲珠残欠	一個
一、鉄轡残欠	一個
一、鉄鞍残欠	一個
一、鉄地金銅張革金具	一八個
一、弓鉾飾	三個
一、骨製品	一個
一、土師器	二個
一、須恵器	三三三個

(以上 福知山高等学校 保管)

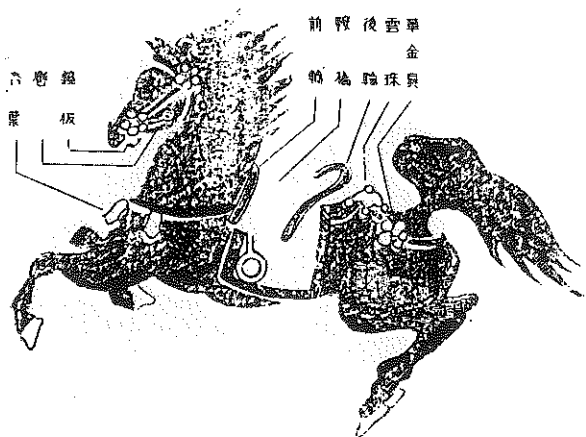
一、鉄轡 鉄地金銅張鏡板付 一個分

一、鉄地金銅張杏葉 一個

一、鉄地金銅張辻金具 一個

(以上 京都大学 保管)

奉安塚発掘の記



福高社会部考古学班

発掘調査報告書

奉安塚古墳は、福知山市字報恩寺の佐賀小学校校地内に所在する後期古墳で、高龍寺山東麓の標高約四〇mの台地上に立地している。昭和二四年（一九四九）五月に、京都府立福知山高校社会部考古学班の生徒三名によつて発見され、発掘調査が行われた。出土品の大部分は福知山高校の所蔵に帰したが、一部はその後京都大学文学部考古学研究室に寄贈され、現在は文学部博物館に保管されている。

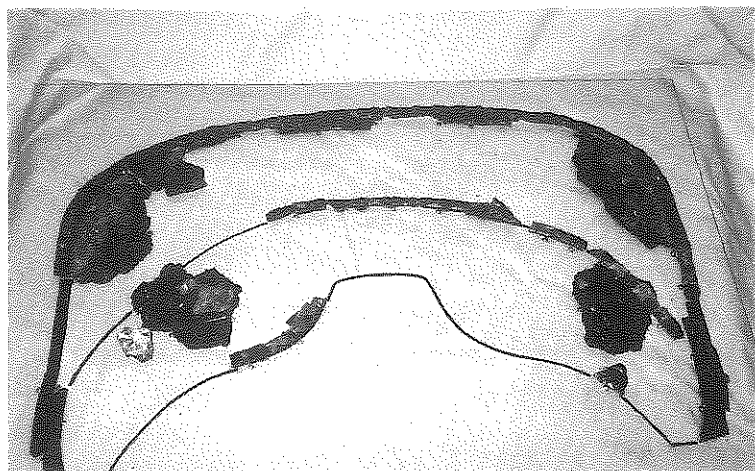
墳丘は発見当時すでに大半が削平されており、規模や形態は知ることができない。主体部は奥行四・二m以上、幅一・七五mの無袖式横穴式石室で、長さ二・五m、幅〇・五m前後の木棺が安置されていたものと推測される。

京都府（福知山市字土師小字南町六五〇 府立福知山高等学校保管）
国（京都市左京区吉田本町 京都大学文学部博物館保管）
時代 古墳時代（六世紀）

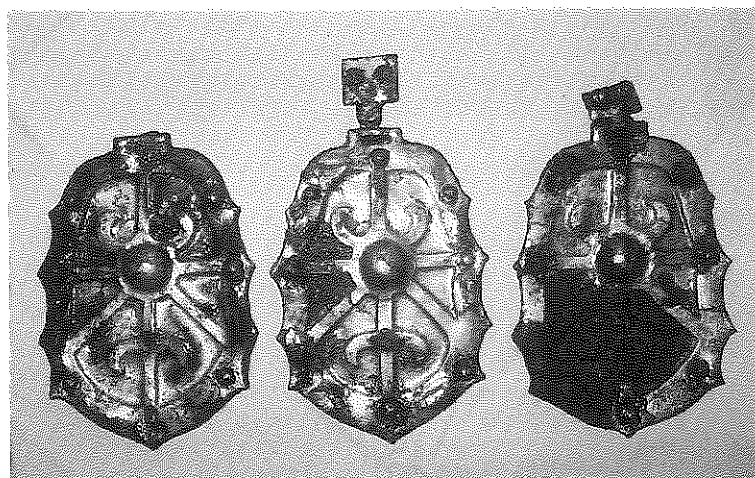
石室内からは、鏡・勾玉・鉄刀・鉄工具類、馬具類、須恵器等の豊富な遺物が出土した。特に注目されるのは馬具類で、鏡を除く金属部が残欠を含めてほぼ完存している。杏葉・鏡板は鉄地金銅張で、また、辻金具も伏鉢の頂部に花形座と宝珠飾を乗せる、六世紀後半の特徴を示している。鉄器では近年の再調査によって確認された鉄が、類例の少ないもので貴重である。

丹波地方では福知山市牧正一古墳から杏葉・雲珠の残欠が出土したことが知られるが、京都府内では馬具類の一括出土例は他に例を見ない。金属製品は最近山城郷土資料館で保存処理が行われ、当初の金色の輝きを取り戻した。古墳時代後期の一括遺物として資料的価値が高

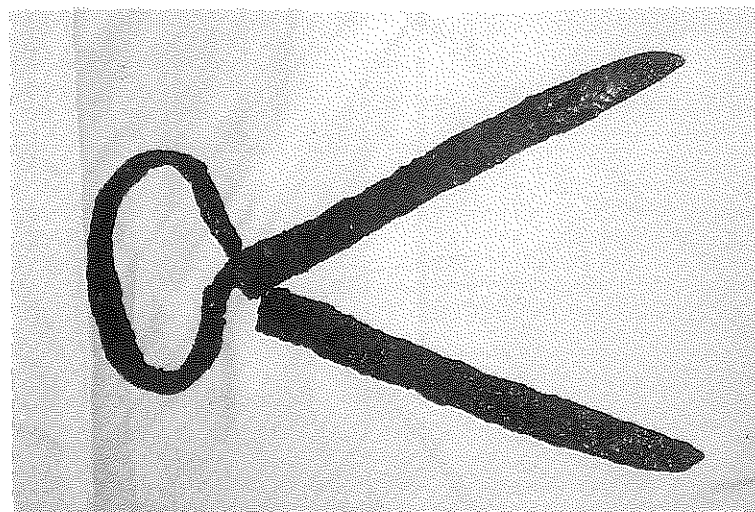
い。



鞍飾金具



鏡板・杏葉



鉄鉄

京都盲啞院関係資料

七三二点 (歴史資料・指定)

京都府

京都市北区紫野花之坊町 京都府立盲学校

京都市右京区御室大内町 京都府立聾学校

保管

時代 明治時代〜大正時代

この資料は、明治十一年(一八七八)日本最初の障害児教育機関として設立された京都府立盲啞院及びその後を受け継いだ京都市立盲啞院の教育に関するものである。市立盲啞院は大正十四年(一九二五)盲学校と聾学校に分離したため、資料は現在、府立盲学校と府立聾学校に分蔵されている。

盲啞院は、上京の人古河太四郎が明治六年に上京第十九区長であった熊谷伝兵衛とともに、待賢校に聾児を対象とした教場を開設したことに始まる。その後市民の中から盲啞教育機関の設立を建議するものが現れた。当時の京都府知事榎村正直はこれを受けて、明治十一年「仮盲啞院」を開業。翌十二年九月には現在の府庁前に校舎が落成し、古河を院長として本格的な教育が始まった。その後明治二十二年には京都市に移管されて、盲聾両学校の分離まで存続した。

現在盲・聾学校に伝来する資料を大別すると、①創立当初からの授業や日常生活訓練に用いられた教具・教材類、②生徒の製作した絵画や工芸品などの作品、③学校の沿革と運営の実態を示す文書・記録類、に分けられる。①では、点字に先行する凸字の図書、紙製・木製の凸字板、筆記具の補助具、盲人用に工夫された算盤、道路や建物を突起で表わした京都市街図、地形を突起で表わした世界地図・地球儀三味線、按摩器具、初期の点字タイプライター(以上盲学校)、絵画科の生徒の手本となる粉本、発音図(以上聾学校)等、草創期の盲聾教育の試行錯誤の苦闘を偲ばせる資料が多数残されている。②では、聾部絵画科の生徒による日本画作品多数(聾学校)や盲部生徒によるこより細工の作品などが注目される。③では盲学校に創立当初から明治時代の文書・記録類がまとまって伝来しており、学校経営の実態をつぶさに知ることができる。

珍しいものとしては、ロンドン衛生博覧会に出品した手回し式の按摩器械や、経営難の折、街頭で行われた募金に使われた「受惠箱」などがあげられる。

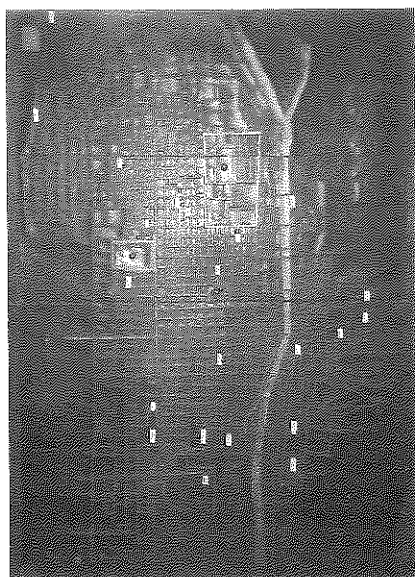
このような初期の盲聾教育に関する現物資料としては、同時期に創設された東京の樂善会訓盲院(現在の筑波大学附属盲学校)伝来のものがあるのみで、全国的にも稀有の資料である。日本における障害児教育の原点に位置する資料群であるとともに、京都の近代化の側面を物語る素材としても貴重である。



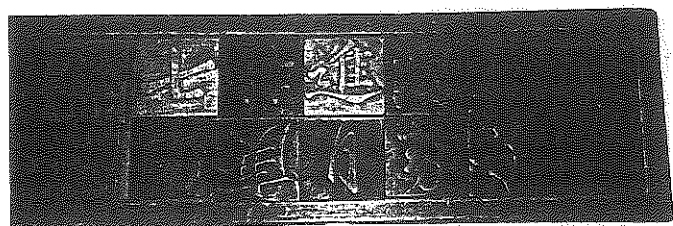
発音起源図 (聾学校)



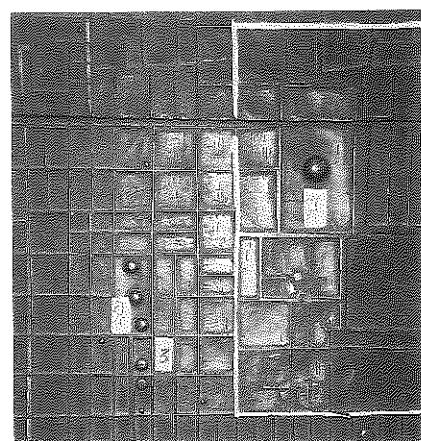
④



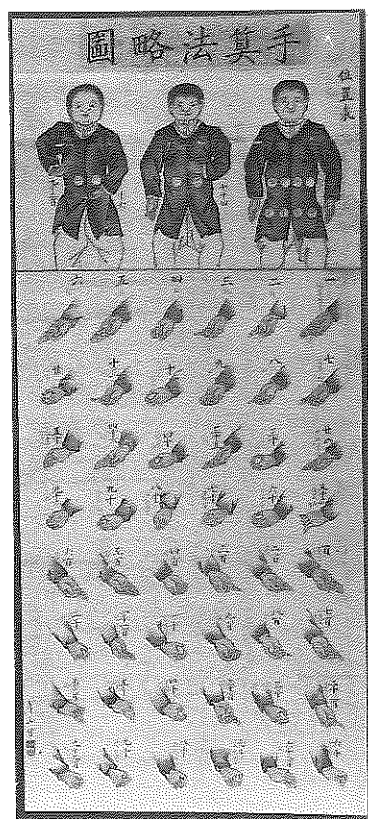
①



⑤



②



⑥

①凸形京町図（盲）

②同上部分

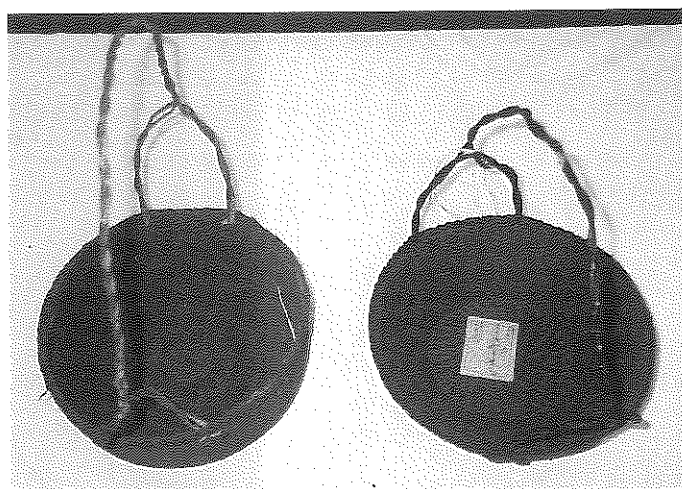
③こより細工（盲）

④雪中猿図（聾）

岡藤園作

⑤木刻凸字（盲）

⑥手算法略図（聾）



③

無形文化財

羅

(指定)

(保持者) 北村武資

京都市上京区一条通浄福寺東入南新在家町三三二

羅は、経糸が互いにかみあう複雑な縦組織で、しかも細い糸の精緻をきわめたレースのような織物である。無文の羅と文様を織り出した文羅があり、細密な網目状を呈する無文の羅に対し、文羅は地の部分が罫目状に薄く文様の部分が網目状に密にあらわれる。

この優雅な織物である羅は、古代には盛んに製作されたが、中世には衰退著しく、その末期にはほとんど廃絶の状況であった。その技法を研究し、羅の体系的復元にまず成功したのが故・喜多川平明であり、その一方で全く別個に、僅かな資料をたよりに独自の研究を重ね、その技法を解明、復元に成功したのが北村武資である。その羅は、経糸を繰るための独特の機と特殊な綜統（そうどう）の考案にみられるような創意と工夫による「北村の羅」といふべきものである。それによつて古代にみられたあらゆる羅の復元を成しとげているが、それに止まることなく、その高度な技法をもとに研さんを積み、羅文帛（らぶんぼう）から羅に平金糸を打ち込んだ羅金、さらには羅経錦と伝統を現代に生かす創造活動を展開し、数々のすぐれた成果をあげ、高い評価を集めている。

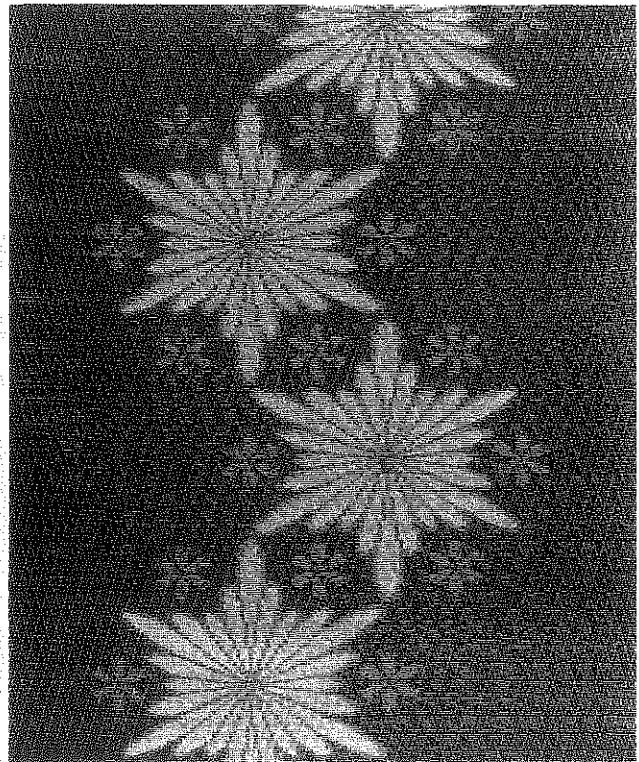
紋織

(指定)

(保持者) 北村武資

京都市上京区一条通浄福寺東入南新在家町三三二

紋織は、種々の組織を組み合わせ、地合と異なる組織あるいは色糸を用いて複雑な文様を織り出した織物をいう。その紋織物の中で、もっとも高度な技術と豊かな芸術性をそなえたものが錦である。



羅経錦（亀甲菊）

若くして西陣織の社会に入り、その現場で苦勞を重ねながら紋織の多様な技術に熟達した北村武資は、古代の経錦、緯錦、うんげん錦などの復元にとりくみ、その技法をきわめるとともに、そうした伝統的技術を根底に、織の組織の変化による糸の造型に傾注し、すぐれた成果をあげている。なかでも経錦、緯錦にみる品格のある豪華さというべきその独自の世界はまことにきわだっており、高く評価される。

北村武資

きたむらたけし

(保持者・認定)

昭和十年、京都市に生まれる。父を早く亡くしたため、中学校卒業と同時に西陣織の現場に入り、その現場で多様な技術を身につけた。その間に織物の奥深さに魅力を感じるようになり、わが国や中国の古

い織物を手掛かりに織物の組織の変化を探究し、その復元から創作への道を歩み続けた。そうした精進が世にあらわれたのは昭和四十年（一九六五）の日本伝統工芸染織展である。その展覧会で初出品、初受賞（日本工芸会会長賞）とあざやかなデビューをみせ、同年秋の日本伝統工芸展にも初出品で入選、その後、両展において受賞を重ねる一方、昭和四十七年（一九七二）には羅の復元に成功するなど、すぐれた仕事をつみ重ねている。

保持者の略歴

昭和十年八月十八日 京都に生まれる。
昭和二十六年三月 京都市立郁文中学校卒業
昭和三十七年 法衣金襴製造業として独立

その後、帯地製造業に転じ、主として変り組織による帯地製造
第二回日本伝統工芸染織展初出品（菱重市



保持者

昭和四十年九月

松文様帯、初受賞（日本伝統工芸会会長賞）
第十二回日本伝統工芸展初出品入選（なごや帯「嚴流」）

以後、今日まで連続入選

昭和四十三年

第十五回日本伝統工芸展 NHK会長賞

昭和五十年

日本伝統工芸染織展 東京都教育委員会賞

昭和五十一年

国際交流基金フランス、アンジエ、フェス

ティバル参加出品

昭和五十八年

東京銀座 和光ホールにて個展

昭和六十年

第三十二回日本伝統工芸展 保持者選賞

昭和六十一年

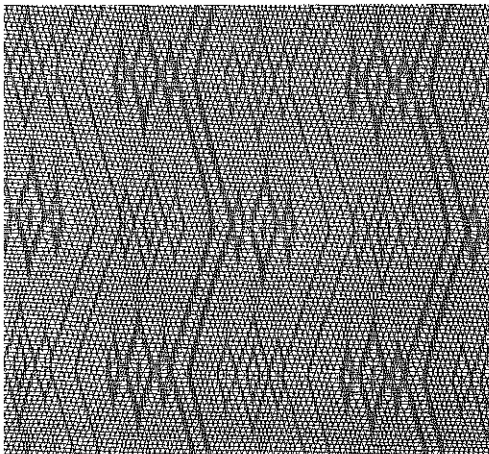
東京サントリイ美術館「工芸―世紀末の旗手たち」展招待出品

平成元年

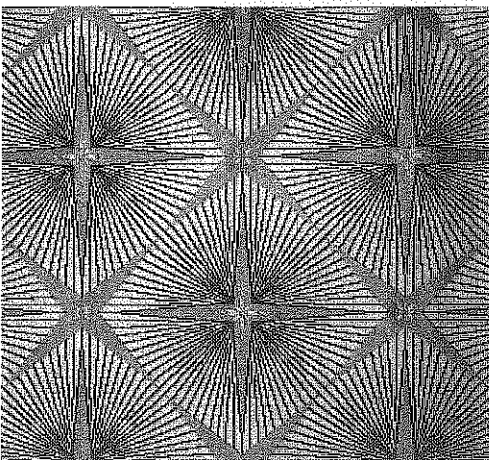
東京銀座 和光ホールにて個展

この間、日本伝統工芸展鑑査委員等歴任

現在、日本工芸会正会員、日本工芸会近畿支部副幹事長



羅（菱立涌）



金地経緯（若松）

有形民俗文化財

丹後の紡織用具及び製品

一〇二二点（指定）

京都府（京都府立丹後郷土資料館）

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

江戸時代から、丹後縮緬の産地として知られた丹後地方は、また、藤織り、裂き織りなど特色ある紡織習俗を伝えてきた。なかでも藤織りは、それが今も織り続けられる全国唯一の地域である。この「丹後の紡織用具及び製品」コレクションは、そうした特色ある丹後の紡織習俗にかかわる資料を総合的、体系的に収集したものである。

こうした民俗文化財は、それを必要とした無形の民俗すなわち暮らしと不可分のものである。したがって、その収集は無形の民俗の調査に基づくことが必要であり、その裏付けを得て資料本来の価値をあらわすのである。私たちの手仕事として伝えられてきた藤織りや裂き織りは、伝承者の高齢化とともにその技術も習俗も消え去ろうとしている。このコレクションは、その事態のなかで丹後郷土資料館が長年にわたり調査収集をすすめた成果に、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「丹後の藤布紡織習俗」の記録作成事業に基づく収集資料を加えたものである。

このコレクションは、このように調査に裏付けられた丹後における紡織習俗の総合的、体系的な収集品であり、その習俗の様相を示すものとして価値が高く重要である。

紡織用具 七八九点

製品 一二三二点

製糸用具 一四七点

糸 六四点

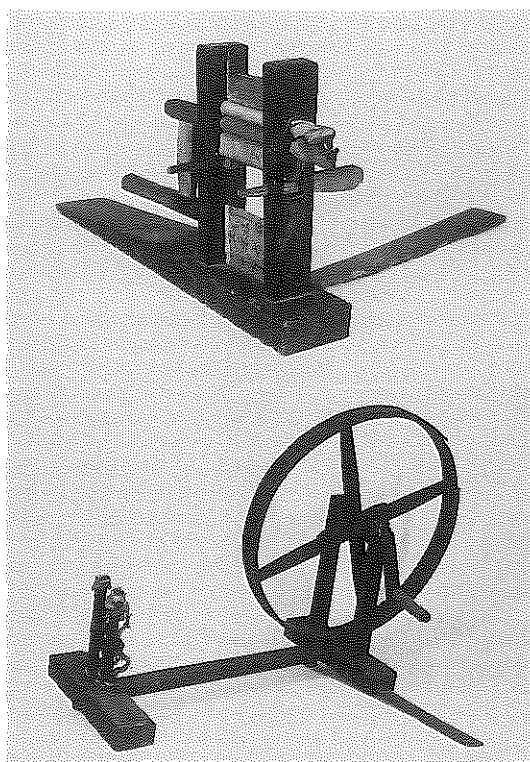
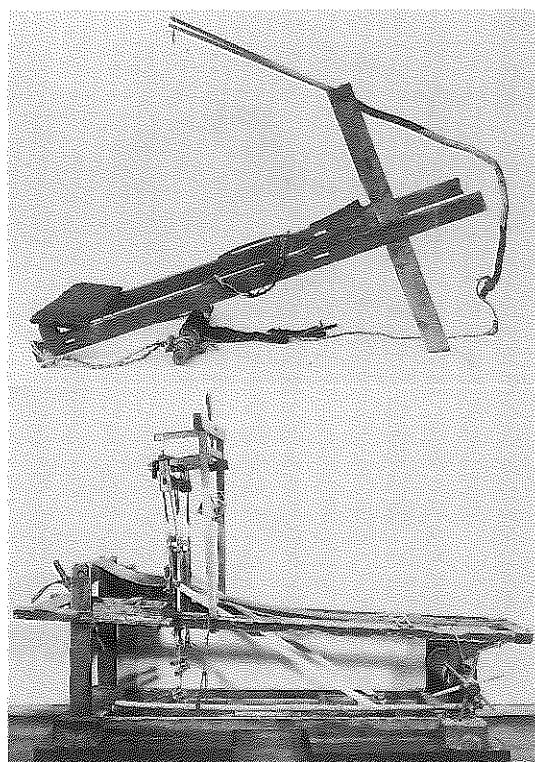
機織準備用具 一三八点

布地 五五点

機織用具 三九七点

製品 一一四点

染め用具 一〇七点

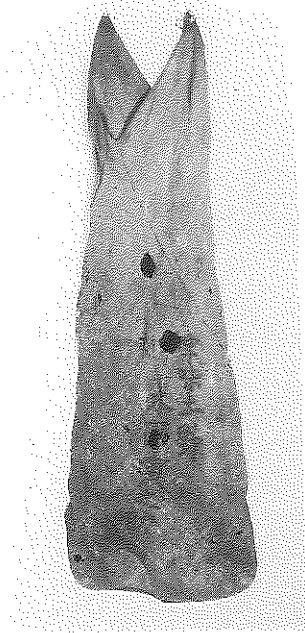


石寺人形浄瑠璃用具

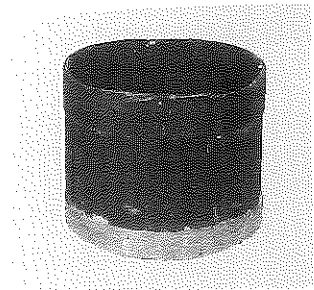
一二五点（登録）

和東町

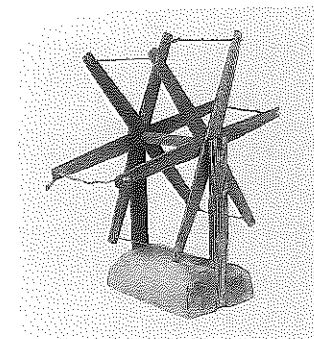
相楽郡和東町字釜塚



スマブクロ



オゴケ



フワリ

（28頁）
 右上 錦くり
 右下 糸車
 左上 ジバタ
 左下 高棧

巽座人形浄瑠璃用具

三〇二点（登録）

和東町

相楽郡和東町字釜塚

石寺において人形浄瑠璃が伝承されたのは明治中期から大正にかけての時期と考えられるが、詳細は知られない。ただ、村人のうちには自分の神や見台、床本を持つものが多かったといわれ、往時の盛況をしのばせる。

釜塚のそれが巽座という有志の趣味であったのに対し、石寺では稽古上げと称する正月行事として行われたのが注意される。稽古上げとは、古老を師匠に青年達が元旦から浄瑠璃を習い、その成果を十五日に披露するというものであり、その行事に興を添えたのがこの道具類である。もっとも時には請われて客演したこともあったというから、人形劇については巽座と共通の連中としての伝承であった。

首、手、足、衣裳などすべて一二五点のうち首が三〇個ある。著名な作者銘のある作は見当たらないが、すべて阿波系の首である。

この人形浄瑠璃用具は、巽座のそれと同様に、南山城における浄瑠璃の流布の様相を示すものであり、地域文化を考える資料として貴重である。

明治から大正にかけて、和東町を中心に活発な動きをみせた巽座の人形浄瑠璃用具である。

巽座は、釜塚の澤樹一朝（本名、徳兵衛）が中心になり、元治元年（一八六四）に創始された素人の人形浄瑠璃座である。当初は、首も形だけのものであったが、明治三十五年に阿波の貞光平松座から首を一括購入し、頼まれれば客演もするというようになった。その活動は、一朝（一八九六没）の後をその子半朝が継ぐかたちで受け継がれたが、昭和初期に至って断絶した。

首、手、足、衣裳などすべて三〇二点のうち、首が四一個に及ぶ。その大半が明治の購入にかかるものと思われるが、天狗久作の首一六個、同手七個の在銘品があり、一方、明治二十一年の「巽座連名簿」、同三十五年の「人形売渡証書」をはじめとする文書記録も合わせて残されている。

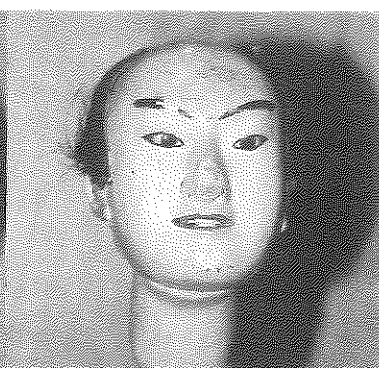
これもやはり、地域社会への浄瑠璃の浸透とそれを背景とする人形浄瑠璃盛行の様相を示すものであり、資料として貴重である。



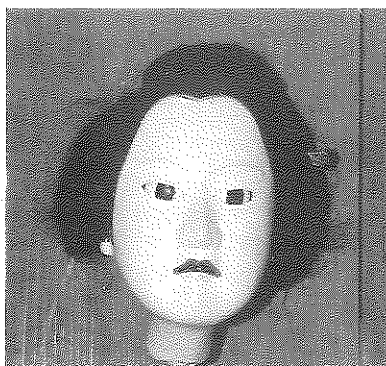
石寺 No.18



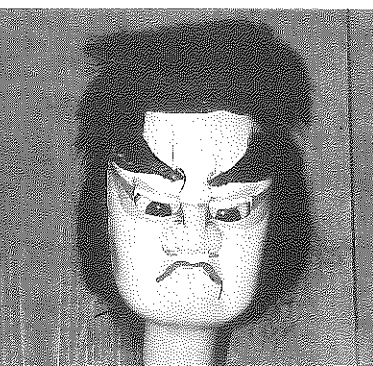
石寺 No.21



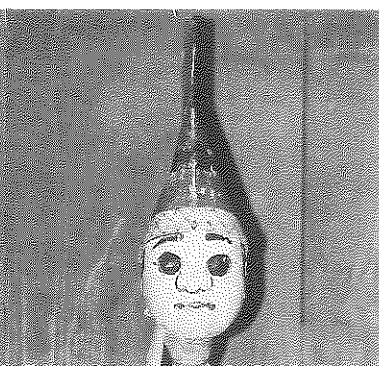
石寺 No.2



巽座 No.21



巽座 No.2



巽座 No.36

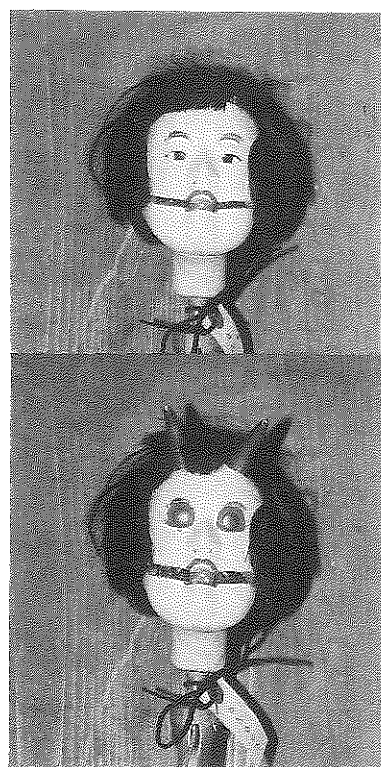
奥条人形浄瑠璃用具

一二三點（登録）
奥条区（亀岡市文化資料館寄託）
亀岡市葺田野町奥条

亀岡市葺田野町の佐伯燈籠祭に奥条区が奉納していた人形浄瑠璃の遺品である。

この祭には、いまも台燈籠を舞台にして串人形で演じる人形浄瑠璃が行われている。この人形浄瑠璃は、氏子各地区が輪番制で奉納する方式により伝えてきたものであるが、奥条では九年めに一回当る輪番の年に串人形ではなく、三人遣いの人形によって人形浄瑠璃の奉納を行っていた。その伝承は、はやくに絶え、由来その他詳細は知られないが、この用具類は、江戸後期から明治にかけて盛行をみた地域社会の浄瑠璃文化の一事例であり、これらの用具はその様相を示す資料として貴重である。

なお、首、手、足、衣裳などすべて一二三點のうち、首が二六個あるが、その大半は京都、大阪で製作されたものである。



巽座 No.34



奥原 No. 7



奥原 No. 17



奥原 No. 22



奥原 No. 16



奥原 No. 17

瀬崎人形浄瑠璃用具

一八五点（登録）
瀬崎区（舞鶴市郷土資料館寄託）
舞鶴市字瀬崎

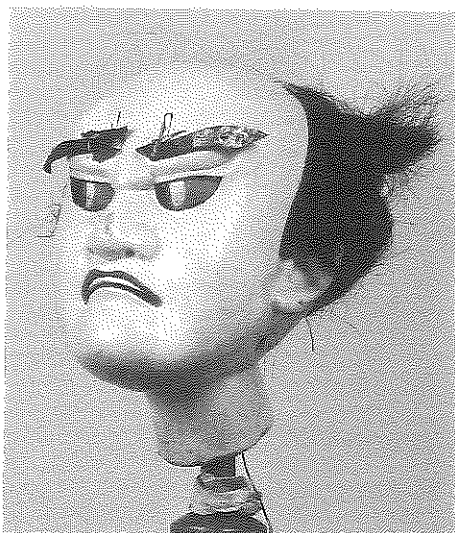
舞鶴市瀬崎^{せさき}では、江戸末期から人形浄瑠璃が伝承された。当初は、若中^{わかぢゅう}（青年団）がとりしきっていたが、明治以降は有志による芸団的な組織に変わり、新たに首を購入するなど展開をみた。しかしその伝承も大正期から急速に衰退し、いまでは古老の記憶にとどまるばかりとなっている。

この人形浄瑠璃用具は、その遺品である。首、手、足、衣裳など総数一八五点のうち、首が四〇個を占めるが、その中には、天狗久と並ぶ阿波の名人形師人形忠（清水忠三郎 一八四二〜一九二二）や、明治初期に阿波で活動し、のち大阪文楽座の座付人形師に迎えられた大江順（大江順楽）の製作にかかる首がみられる。

これもやはり、江戸末〜明治にかけて地域社会に浸透した浄瑠璃盛行の様相を示すものであり、資料として貴重である。



瀬崎 No 30



瀬崎
No 28



瀬崎
No 27



瀬崎 No 38



瀬崎
No 37

無形民俗文化財

小塩おしおの上げ松

(登録)

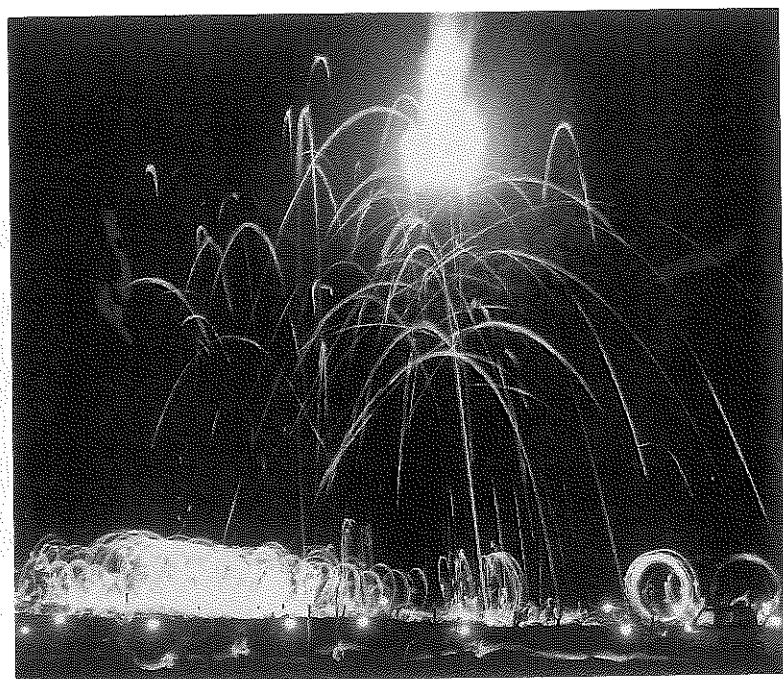
小塩上げ松保存会
北桑田郡京北町大字小塩

この上げ松は、柱松はしらまつ形式の火祭りで、うら盆の八月二十三日夜に行われる。トーロギ（燈籠木）と称する丸柱の先端に、松葉などを詰め、たもじと呼ぶ逆円錐形の燃料部をとりつけた大松明を立て、そのもじに、手紐をつけた小さな松明に火を付けて、それを振りまわし勢いよく放り上げ、競争で着火炎上させる行事である。

柱松は、高さ一六は強、もじの上端径一、八はという大きなもので、当日早朝から着手し、午後四時ごろまでかかって完成する。柱松は、氏神の川向うの「今井谷口」と呼ぶ広場に立てられるが、そのあたりには、また、他所で地松明という松明が一面に立て並べられる。

行事は、夜八時を期し鉦を合図に始められる。「南無愛宕権現大菩薩、火を鎮めさせ給え、権現様に捧げる火、これがイッチョイッチ」と唱えつつ手松明を放り上げるが、その火の放物線が地松の火とまじりあい、まさしく火の饗宴を現出する。

この上げ松は、唱え言にもみるように、愛宕さんへの献火行事とされている。同様の行事は、京都北山一带から若狭にかけて点々と行われているが、これもその一事例であり、愛宕信仰を考える資料として貴重である。



額田ぬかたのダシ行事

(登録)

額田区
天田郡夜久野町字額田

この行事は、額田地区の氏神一宮神社の祭礼に行われるもので、上ダシ、下ダシ及び御神木の巡行からなる。

上ダシは、ダンジリとも呼ばれるように山車すなわち曳山である。下町に一台、上町・旦だんに一台の二基がある。山車は、上下二段の構造



上ダシ(下町)

御神木

右 上ダシ(上町、巨)

左 下ダシ

で、上段はぐるぐる回転できるようになっている。その上段に作り物の人形を飾り、下段にはそれを囃す囃子方が乗り込み、宵宮と本祭に街の本通りを巡行する。囃子は、笛、鉦、締太鼓の構成で、幼少年の男子が演奏する。作り物は、毎年趣向を凝らして作るならわしであり、本年(平成元年度)は、下町が野狐三次、上町・巨が水戸黄門であった。山車を上ダシと称するのは、この作り物「ダシ」にもとづくものであろう。

これに対し下ダシは、一種の置山で、氏子五カ町、下町、上町、巨、奥、向に各一基作られる。この下ダシは、農作物や木の実など秋の幸をもって、昔話や伝説の情景を表現する作り物、すなわち野菜ダシとなっているのが特色である。

下町……………ぶんぶく茶釜

上町……………笠地藏

奥……………八俣の大蛇

巨……………シンデレラ
向……………打出の小槌

これが本年度の趣向であるが、互いに出来栄を意識し、それだけになかなかの力作ぞろいであった。それを下ダシというのは、それが地面に飾り付けられるからである。

こうした作り物を広く風流という。風流の作り物には、祇園祭山鉦のように豪華華麗な装いをこらすもののほかに、身近なありあわせの物をもって思いもかけぬ物を作り出すいき方もあった。各地に行われる菊人形の類は、こうした流れに立つ現代の風流であるが、ここではそれが野菜の作り物として伝承されてきたのである。近くまで、近くの福知山市の広小路界わいでは、カラツモン(唐津焼)を用いたダシの行事が行われていた。陶磁器が未だ珍しく貴重であった時代の風流というべきものである。ここ額田のダシの由来は定かでないが、風流の精神を今に伝える行事として貴重である。

なお、このダシには、ダシ本来の心意も窺われる。風流の作り物である山や鉦は、神の依代(よりしろ)ダシを美々しく装おうとするところに展開



下ダシ

したものであり、そのダシは祭の終了とともにこわされ焼却したり流されたりするものである。ここではダシを神聖視するといったことはないが、このダシも祭りの終了とともに焼却するきまりであり、ダシ本来のあり方を伝え残すのである。

このダシに劣らず御神木も興味ぶかいものである。御神木は、面取りをした長さ二間（3・6m）ばかりの桧の柱である。その御神木を奉持し、青年たちが一団となって氏子各区を縦横無尽に巡行するのがこの行事である。本祭日の昼過ぎに神社を出、夜遅く帰社し御神木を本殿に突っ込む、消灯した中での神うつしをもって終了する。いま一

応の順路が定められているが、なお、それがどこに「お休み」になるかは神意のままであり、氏子の各家々は、それに備えて座敷飾りをして待機するのがならわしである。

これに類する行事は、近在にはみられない。府内でも類例がないが、柱ノ棒の民俗を考えるうえで注意すべきものであり、資料として貴重である。

和束のおかげ踊

（登録）

和束町おかげ踊保存会

相楽郡和束町大字園

このおかげ踊は、十月十八日の園の天満宮に奉納される民俗芸能である。おかげ踊は、伊勢神宮に民衆が大学おまいりするという「おかげまいり」に起因するもので、山城においては文政十三年（一八三〇）、慶応三年（一八六七）のおかげまいりに伴って、おかげ踊の集団が村ごとに生まれ流行したことが知られている。もとよりそれは突発的で永続するものではなかった。しかし、その流れは折りにふれて姿を現わし、近代においては天皇即位の御大典などに際して流行現象をみせている。

和束におけるおかげ踊は、昭和三年の御大典を最後にとどえたが、昭和三十年代後半から復活の気運が高まり、昭和五十五年に復活をみた。それを祭礼芸能としたのがこのおかげ踊である。

それは、三味線、締太鼓、笛および音頭とりの囃子で大勢が行進しながら踊るもので、「さんばらい踊」、「手踊」、「扇踊」の三つの振がある。さんばらい（采配）、扇は踊子が手にする採物である。

歌は一番のみが伝わり、その歌詞を適宜、伊勢音頭や祝い歌の文句にさしかえて音頭にしている。

踊も音頭も単純素朴なものだが、おかげ踊の面影を伝え残すものであり、資料として貴重である。

平八幡神社祭の振物、神楽、三番叟

(登録)

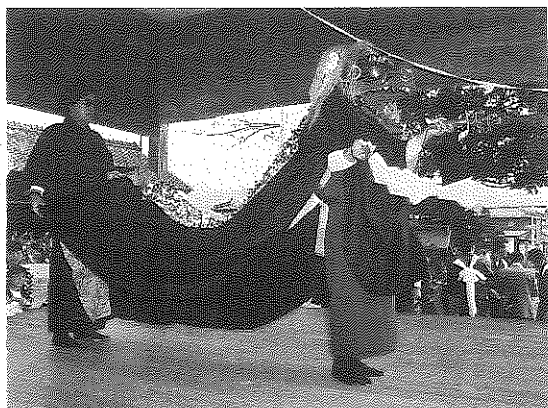
平区、中田区、赤野区
舞鶴市字平、中田、赤野

この芸能は、舞鶴市字平に鎮座する八幡神社の祭事として行われる芸能であり、振物は平区、神楽は中田区、三番叟は赤野区に伝承される。

平の振物は、二人一組で刀や棒で切り組みを演じる組太刀型の太刀振で、「七振」と称する演目からなる。幼児が棒で打ち合う「露払」、最年長の青年が薙刀で切り組む「大薙刀」、少年の小太刀による「柿ぼり」、同じく小型の薙刀による「小薙刀」、青年が棒術をみせる「間拔」、青年が棒と太刀でわたり合う「小太刀」、「大太刀」の七番がそれぞれである。楽台にのせた鉦打の太太鼓と締太鼓に笛を加えた囃子が付き、その演技は、一人が打てば一人が受け、一人が払えば一人が跳ぶといった攻撃と防禦の対称的な技の組み合わせからなる緊張度の高いもの



和束のおかげ踊



中田・神楽



赤野・三番叟

平・振物

である。

芸能性に富む風流系のこの振物に対し、中田の神楽は儀礼的な大神楽系の獅子神楽であり、「御幣の舞」、「太刀の舞」、「カニホリ」、「乱花」、「オヤジボーイ(親爺追い)」の五曲を伝える。二人立ちの獅子であるが、胴衣をかぶるのは頭だけで一人は尻持として外にいる。御幣、太刀を採って舞う二曲は祓いの神楽曲であり、あとの三曲が獅子舞曲である。演技は、かなり省略され、五曲連続で奉納される。

赤野の三番叟は、能の「翁」に準じる芸能で、一番双(千歳)―二番双(翁)―三番双(揉の段、鈴の段)からなる。鼓、大鼓、笛、拍子木の囃子で演じられるが、三番双は、前・後の舞手を変えて躍動的な演技をみせる。この芸能が三番叟とよばれる所以である。みどころもそこにあり、能よりは歌舞伎とのかかわりを窺わせる伝承である。

八幡神社の祭礼は現在、十一月三日に行われる。平区のはずれに終結した一行は、それぞれ行列を組み、振物を先頭に宮へと向かう(中田、赤野は隔年に先後)。それぞれに囃子があり、楽台を曳き賑やかに

練り歩く。鳥居にかかると囃子が変わり、宮入りとなり、舞台をまわって所定の位置につく。祭典が終わると、いよいよ芸能行事で、本年度は、まず神楽が宮入りと反対まわりに舞台のまわりを練り、舞台において神楽を演じた。この舞台のまわりを練り歩くのを舞台まわりという。各芸能とも同様にして舞台上がり、振物の奉納がすむと再び行列し、集合地点まで練り戻り解散となる。

これらの芸能は、この一帯に広く伝承されてきたものであり、いまに行われるものも少なくない。なかでも振物は、舞鶴市域を特色づける芸能伝承であり史料的にも江戸中期にすでに行われていたことが確認できる風流系の民俗芸能である。その振物を中心に神楽と三番叟が一体となつて一つの祭礼を構成する。これは数少ない事例であり、複数の村が一つの神社に結ばれて祭祀を営む形態とあいまって資料的価値が高く貴重である。

木積神社祭の神楽、太刀振、笹ばやし

(登録)

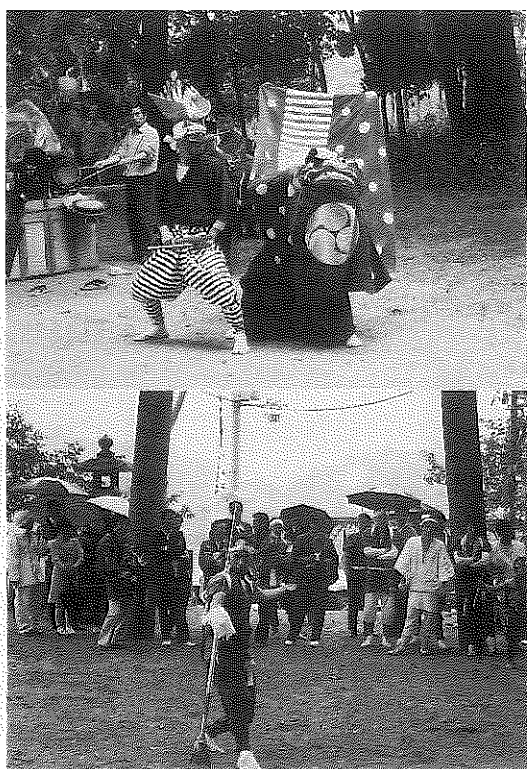
石田区、弓木区

与謝郡岩滝町石田、弓木

この芸能は、岩滝町字石田に鎮座する木積神社の祭事として行われるもので、神楽は弓木、太刀振・笹ばやしは石田の氏子によつて伝承されている。

神楽は、大神楽系の獅子神楽で、「切払い」、「剣の舞」、「ごうらく」、「鈴の舞」、「乱の舞」の五曲がある。「切払い」は、神楽が据わる場所などを清める露払いの曲であり、剣や御幣、鈴などを採物とする。「剣の舞」「鈴の舞」は、四方を祓う儀礼的な神楽曲である。これに対して「乱の舞」は、二人立ちの芸能的な獅子舞の曲である。

太刀振は、少青年が棒に刀をとり付けた薙刀状の太刀を振り舞う大太刀型の太刀振で、「一番」、「二番」、「三番」の振り方がある。楽台に乗せた鉦打ちの大太鼓と締太鼓に笛というにぎやかな囃子が付き、青年一人による「露払」、年齢順に数人ずつ組んで揃い振りをみせる「ナ



神楽

太刀振

カ」、再び青年一人による「トメ」の次第で演じられる。

この太刀振とセットになる笹ばやしは、シンポチ一名、太鼓叩き二名、歌い手若干名の構成で行われる風流踊であり、シンポチが採物として大きな笹を持つ振舞いに特色がある。

これらの芸能が奉納される木積神社の祭礼は、四月三十日の神幸祭、翌一日の還幸祭からなる。神幸祭は、弓木が中心となつて行うもので、神楽奉納のあと、その先導で神輿が弓木のお旅所へ渡御する。神輿は、一夜をここで過ごし翌日還御する。神楽がそれを先導し、社頭へ練り込む。石田の一行がその還幸を途中まで出迎え、太刀振が全員の道振で後に従い宮入りする。境内は三段に分かれており、まず神楽が下段で一舞いし中段へ上る。ついで太刀振が下段、神楽が中段で同時に奉納を行い、最後に笹ばやしが中段で奉納される。

こうした神楽、太刀振、笹ばやしは、丹後に広くみられる芸能であるが、氏子地区がそれらを分け持ち一体となつて祭礼を構成する事例の一つであり、資料的価値が高く貴重である。

史跡名勝天然記念物

龍潭寺庭園

(名勝・指定)
亀岡市穂田野町

臨濟宗妙心寺派の古刹である金剛山龍潭寺は、JR山陰線並河駅の西方一・四km、行者山の東麓に位置している。

龍安寺の開祖である雪江宗深がこの地に創立した大梅寺を前身として、細川家の家老であった松井越前守宗信（のちに加號されて雲江）が明応元年（二四九二）、宗深の法嗣のひとり特芳禅傑を請じ、寺号を今日の名称に改めて開山としたのが本寺のおこりである。

境内には、享保八年（一七二三）建立の開山堂をはじめとして、三宝殿（享保十四年）、鐘樓（享保十八年）など江戸時代中期から末期にかけて建立された伽藍六棟が現存している。

方丈に安置されている六曲一隻の屏風には、幕末期のものとみられる境内図が彩色で描かれており、南から方丈正面へ至る参道の西側山裾に続く庭園の様子がみてとれる。

現在の庭園の主景は、三宝殿の南に位置する池と、さらに南へ続く護岸及び山裾斜面の巨石により構成される。江戸中期以降に定型化した小規模な石組と池とで構成される坐観式の庭とは異なり、一見して鑑賞視点の定めがたい配石の手法には、造庭者の独創的な意図がうかがえる。行者山は穂田野地区に局在する花崗岩山塊であり、古くから石材の切り出しが行われていた。この庭園は地山の露岩を巧みに利用しながら、大岩の搬出技術をいかし、護岸石や池中岩島を定置して豪快奇抜な庭景を造りあげたものとみられる。参道の南端近くの庭園は山腹から溪流をひき込み、石橋と滝石組を配した、江戸中期の定型に近い池庭であり、往時には大岩を大胆に配した北側の庭と並んで、参拝者の目を楽しませていたものと思われる。



当尾の豊岡柿

松右衛門のカキ及び楠原家のカキ

(天然記念物・指定)
加茂町尻枝・大畑

相楽郡加茂町の南部に位置する当尾におけるカキ栽培の起源は、古く安元年間(一一七五―一一七七)山城国鹿背山郷の郷士豊岡富秋が当尾郷に移り住み、柿樹の増産を始めたことに遡るといわれる。遅くとも十五世紀の末には、当尾の地に豊岡氏が有力な郷士として定着し、現在伝えられる豊岡柿の品種名を与えたことは確かである。

近くは明治中期に、独自の剪定法を開発した当尾村長吉岡多十郎氏(一八七七―一九〇六)の努力により、柿栽培は大いに興隆した。大正初期には増産出荷の最盛期に至り、当尾村の柿果による収入は、当時の価格で年間およそ二万円に達した。大正中期から、

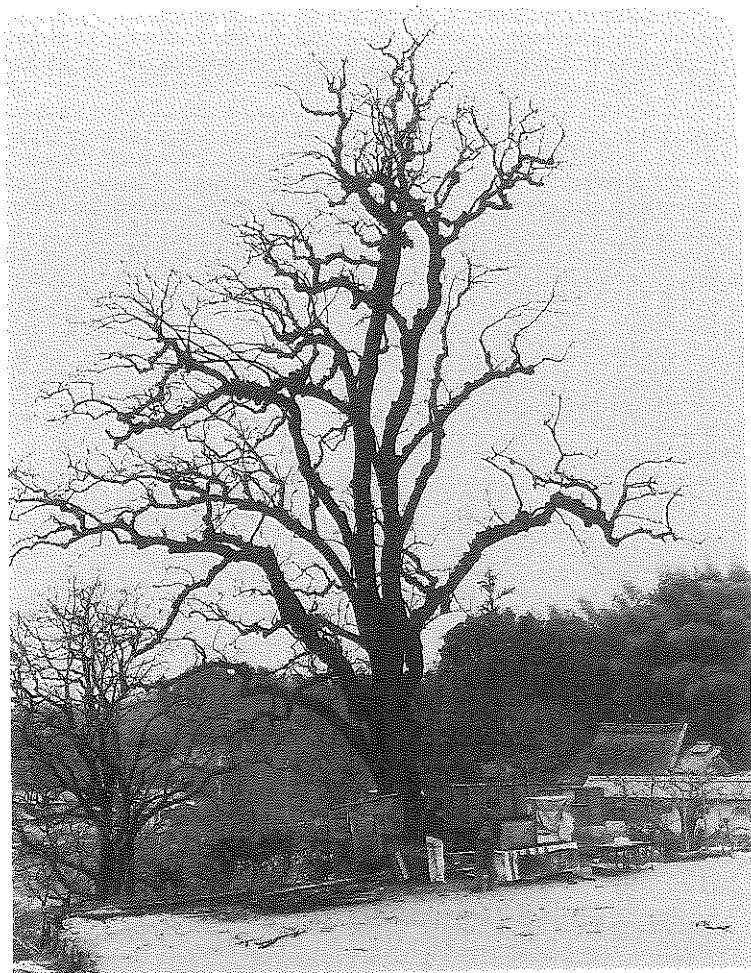
豊岡柿はより早熟性の品種に交代されてゆき、老化と生産価値の低下といまつて、老樹の枯死及び伐採があいつぎその数を減じた。当時の記録として、大正十年(一九二一)九月の台風により倒れた当尾村辻区の草谷品蔵氏所有の柿は、幹周一丈八尺(約五・四m)、樹高十五間(二七m)に及んでいた。

近年は、柿全般の果物としての需要の低下と、豊岡柿特有な水分の多い果肉の性状のため遠路の輸送と保存に耐えないことから、果樹としての商品価値が失われ、昭和三十二年当時には、幹周八尺(約二・四m)以上の柿木が百六十九本、そのうち幹周一丈(約三m)を越えるものが四十三本あったが、現在では胸高幹周三mを越えるカキは、今回京都府の天然記念物に指定された次の二本が残されているのみである。

当尾尻枝地区は、吉岡多十郎氏の居住地でもあったため、昭和三十二年当時には幹周一丈以上の木が十三本あり、豊岡柿の古木が最も集中していた地域である。現在でも、畑地が営まれる西向きの狭い谷間に点在する豊岡柿は、茅葺きの民家の残る昔ながらの当尾の風景に晩秋の彩を添えている。吉岡家の所有になる通称「松右衛門

柿」は、地区のゲートボール広場と里道との境界斜面に所在し、現存する豊岡柿のうちで最古のものとされる。その通称は、昭和二十八年に亡くなった向井準吉氏の四代前の先祖の松右衛門なる人物が栽培したという伝えによる。もと二本が接して立っていたが、今は南側の一本のみが三十数年前と変らぬ威容を保っている。胸高幹周三・〇七m、樹高は二〇mに及び、枝張りには、東西南北方向へそれぞれ九・四m、一〇m、一〇・三m、二・七mと北側に同大の木がかつて存在していたことをその樹形が物語っている。

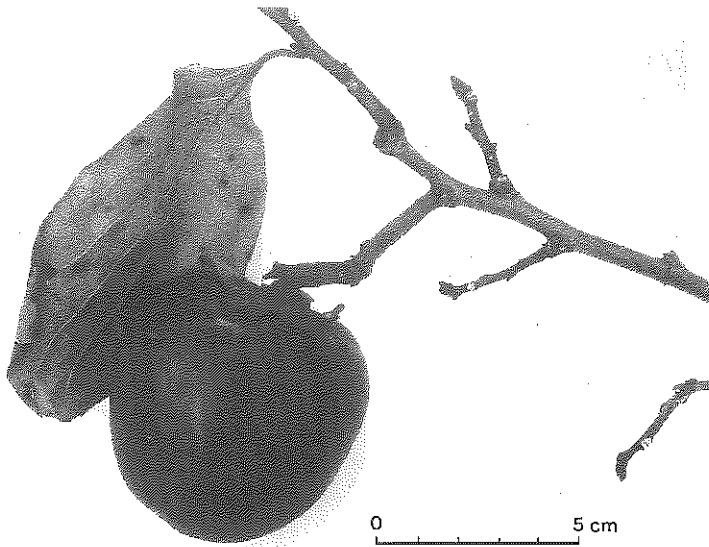
松右衛門のカキから東南方向約一・二kmを隔てた大畑地区の楠原家の山林内に所在するカキは、樹齢では前者に及ばないといわれるが、立地条件の良さから、樹高一六m、胸高幹周は三・二七mに達してい



松右衛門のカキ

る。主幹は地上二mで二又し、枝張は東西一四m、南北一五mとほぼ円形の広がりをもつ。この樹冠の下にワサビ畑が作られているが、当尾の柿栽培における施肥手法のなごりといえる。一般には肥大成長の遅い柿が、当尾のこれらの地区において、数多く大木といえる太さまで生育してきたのは、樹下の畑作と連動させた入念な施肥法によるものである。木の根まわりに客土をしながら、柿自体の落葉も含んだ緑肥を埋め入れ、木陰を利用してワサビあるいはサトイモを栽培し、年毎に畦の筋をかえて、土壌の攪拌と肥料の鋤き込みを行うもので、幹周八尺以上の柿については、年間に苧草の緑肥七十から百貫と十五貫の石灰を与えるのを目安としていた。

現在では、果実に関わる運輸流通体制の能率化に影響された時代の嗜好性の移りかわりにより、豊岡柿はほとんど食用に供されることがなくなっているが、右にあげた天然記念物の二樹は老木ながら今なお樹勢盛んであり、十月下旬から十一月にかけて熟す長さ八cm内外の実が多汁質の果肉をもち、今日でも充分賞味に価する。過去の地場産業文化の記念物として、かつ将来への生物学的資源の継承のために、後世に守り伝えるべき貴重な果樹の品種である。



豊岡柿の実（松右衛門のカキより採取）



楠原家のカキ

文化財環境保全地区

正法寺文化財環境保全地区

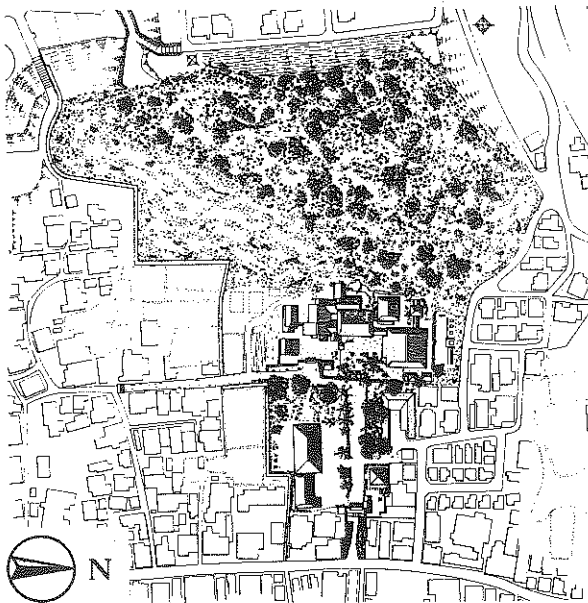
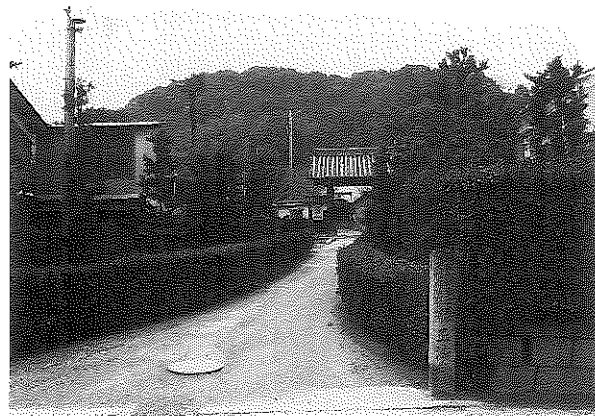
八幡市八幡清水井七三番一他

正法寺

正法寺は石清水八幡宮が鎮座する男山の山麓、南方の谷川筋を越えた、通称正法寺山の東麓に位置している。清水井は、古く志水といい、門前を南北に通る大道は、奈良・大阪から石清水八幡宮参詣の主要路でもあった街道で、門前付近の町は商家等で栄えた所もあり、当寺はその大道に面し、浄土宗、徳迎山正法寺と称せられている。

鎌倉時代建久二年（一一九一）に高田蔵人菅原忠国の発願で、円誓（願阿上人）を開僧として草創された寺で、石清水八幡宮の社家志水氏の菩提寺として、初め天台宗に属したが、室町時代に浄土宗に改め、その後、天文十五年（一五四六）後奈良天皇の勅依を得て、勅願寺となつたと伝える。志水宗清の娘で徳川家康の側室となり、尾張藩主義直の生母お亀の方が、後に落飾し相応院と称し、正法寺を菩提寺とした縁で、長く尾張藩徳川家の庇護を受けていた。寛永初年、相応院の発願により堂舎の再建が図られ、同七年（一六三〇）建立の本堂をはじめ、大方丈・唐門等は重要文化財に指定され、また小方丈・書院・鐘楼等は府指定になっている。

表門を潜ると正面に山が迫り、石垣上に築く高塀で挟まれた唐門や大方丈の堂宇が、厳然と控えている。南面して建つ本堂前の庭内は、コケに這う老松の枝が広がる前庭となし、西側には東面して大方丈が建っている。小方丈は大方丈の北側に配され、両方丈ともに上段の間をもつ書院造の形式で造られ、大方丈は公式



の対面、小方丈は休息・宿泊の場とされたであろう建物である。こうした正法寺の伽藍は、尾張藩徳川家の御成りに備えた整った形を残し、また江戸時代初期の浄土宗寺院においても、よく整った伽藍として高く評価されている。大方丈背後の書院庭となる後庭（府指定名勝）は、園池を中心に山崖の迫る僅かな間合いの庭に、自然の斜面を利用して組み並べられた石組が、深い奥行きを感じさせ、建物と山の樹叢とが解合うささやかな林泉を造り、閑寂な趣をなしている。背後の樹林が生茂げる山腹には、拝殿を配する旧鎮守社（八幡宮）跡等の遺構が点在し、山麓を山行の出来る様相を呈している。山頂から北東の山麓にかけての照葉樹林は、ソヨゴ・ヒサカキ・ベニシダ等が混生したシイ林やアベマキ林となっている。一方、南東山腹から山裾にかけて密生した竹林となり、シイ林の領域を圧倒するような植生となっている。当地域は周辺の都市化が進むなかで、孤立したような状態で貴重な自然景観が残っており、また重要な歴史的遺構が数多く有している地区といえ、こうした環境の保存を図ろうとするものである。

京都府指定・登録文化財、文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

平成2年3月31日現在

種別 区分	年度	建造物		美術工芸品							無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物				合計	文化財環境 保全地区(決定)	選定保全技術 (選定)	総合 合計
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料			小計	風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物				
指定	57	△ 1 9	△ 5 16	2	4	7	△ 1 1	△ 1 1		△ 2 15	認定 1 1		△ 1 1	3	△ 4 4	6	3	2	11	△ 4 40	15		△ 4 55
	58	△ 2 9	△ 3 22	6	4	4		2	1	17			2	4	6	2	3	1	6	△ 2 38	9		△ 2 47
	59	△ 1 7	△ 3 18	3	3	2		1	1	10		1	1	6	7	2	△ 1 3	1	△ 1 6	△ 2 31	11		△ 2 42
	60	△ 1 7	△ 2 11	3	3	2		2	1	11						2	1	2	5	△ 1 23	4		△ 1 27
	61	△ 1 10	△ 13 39		1		1	1		3						2	1	2	5	△ 1 18	5		△ 1 23
	62	3	8	3	3			4	2	12						1	1	1	3	18	4		22
	63	3	11	3	3	1		3	1	11							1	1	2	16	1	認定 2 1	18
	元	4	9	2	1			2	1	1	7	認定 1 2	1				1	1	2	16	1		17
指定計	△ 6 52	△ 26 134	22	22	16	△ 1 2	△ 1 16	7	1	△ 2 86	認定 2 3	2	△ 1 4	13	△ 1 17	15	△ 1 14	11	△ 1 40	△ 10 200	50	認定 2 1	△ 10 251
登録	57	▲ 2 25	▲ 7 44	5	▲ 1 2	4		1		▲ 1 12				6	6				▲ 3 43			▲ 3 43	
	58	7	11		2	1				3				4	4			5	5	19			19
	59	11	15		2					2				5	5			1	1	19			19
	60	5	11		2					2		1	1	5	6					14			14
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8		6	3	9					23			23
	62	4	10			2		2		4		2	5	1	6					16			16
	63	1	5										4	1	5					6			6
	元	2	8		1					1		4	2	3	5					12			12
登録計	▲ 2 61	▲ 7 113	6	▲ 1 10	9		5	1	1	▲ 1 32		7	18	28	46			6	6	▲ 3 152			▲ 3 152
合計	△ 6 ▲ 2 113	△ 26 ▲ 7 247	28	▲ 1 31	25	△ 1 2	△ 1 21	8	2	△ 2 ▲ 1 118	認定 2 3	9	△ 1 22	41	△ 1 63	15	△ 1 14	17	△ 1 ▲ 3 46	△ 10 352	50	認定 2 1	△ 10 ▲ 3 403

- (注) (1)△印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (2)▲印は、重要文化財等及び府指定文化財に指定されたため、京都府の登録が取消しとなった件数(棟数)で内数である。
 (3)無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)者・団体の認定数は、件数に含めない。